

Sanrin ISSN 0487 - 2150

山林

No. 1526



大日本山林会

創刊 明治 15 年 (1882 年) 1 月

昭和 4 年 2 月 9 日第三種郵便物認可
(毎月 1 回 5 日発行)

平成 23 年 7 月 5 日発行

<http://www.sanrinkai.or.jp/>



7
2011



山 林

No. 1526

2011年7月号目次

山と里の恵みと山村振興	奥田 裕規	2
特集 林学事始め(7)一完—		
『山林叢書』において翻訳された仏語文献の特定	古井戸宏通	11
林業にもシミュレーションを		
—皆伐型と非皆伐型の人工林管理の比較—	當山 啓介	19
身近な森林資源を炭焼きで活かす		
—簡単スミヤケールの活用—	石井 哲	27
森と人		
日本軍の「南方林政要員」派遣		
—太平洋戦争下における—	萩野 敏雄	34
歐州林業演義(4)		
森林経営のやり方をめぐる論争	堀 靖人	38
シリーズ 森ときのこ(4)		
福島原子力発電所事故によるきのこ生産への影響	関谷 敦	40
大日本山林会通常総会報告		50
平成23年度参与会議の開催		53
林業動静年報 森林保全・環境編		
森林と水流出	坪山 良夫	56
林産物貿易 日本における		
レポート 割り箸の生産と輸入	立花 敏	44
山里紀行 ご利益と罰		
みちのく 森の聞き語り チェンソーウーマン	内山 節	46
緑の切手 樹木シリーズの旅(11) 「スワジランド」	田村 早苗	48
新刊図書紹介	羽賀 正雄	62
63 表紙写真に寄せて		表紙2
64 編集部たより		表紙3
記者クラブから		66

〔表紙・目次〕題字：川合 玉堂

【表紙写真に寄せて】

八溝スギの長伐期・優良大径材をめざす

栃木県 佐藤 昭

私の住む那須郡那珂川町は栃木県の北東部に位置し、今、漫才で人気のあるU字工事の出身地、大田原市（黒羽町）から車で約30分の場所に位置しています。田園や森林の面積が約80%を超え、里山の原風景が色濃く残っている町です。

また、町の中心を関東の四万十川といわれる清流・那珂川が流れ、天然鮎の宝庫として有名で、鮎釣りシーズンになると多くの釣り客でにぎわっています。一方、山林に目を向けてみると、古くから八溝林業地としてスギの植林が盛んであり、成長し伐採された原木は「八溝スギ」というブランド名で首都圏方面へ数多く出荷されています。

私は昭和22年に高等学校を卒業後、すぐに実家の農林業に就きました。すでに父は他界しており、祖父に山仕事を基本を教わりながら、独自に育林技術や山林経営を勉強してまいりました。

山林経営をまかされた当初は、50年で皆伐・植林を繰り返しながら、山林資源の循環を図ることを考えておりましたが、森林・林業の情勢が変化してきたことを考え、木材の付加価値をつけながら森林の多面的機能を高度に発揮させる林業経営へ方針を転換し、伐期齢80年以上とした優良大径材生産を目標にしております。

現在、所有する山林面積は約24haほどですが、ほとんどが自宅周辺にあり、自力で作業道を開設しながら間伐・枝打ち等の整備をしてまいりました。最近になって地元工務店等からの各種特殊材の注文も入るようになり、祖父から山林経営を受け継いで約40年、今、やっと林業経営の基盤が整いつつあると実感しているところです。



所有林にて

〔表紙〕場 所：栃木県那須郡那珂川町大山田下郷
撮 影：県北環境森林事務所 寺尾 裕之

山と里の恵みと山村振興

奥おく
田だ
裕ひろ
規のり

一 山村の必要性

山村に人が住んでいる必要があるのだろうか。山村振興の話をすれば、よくこの質問が出される。高度経済成長期においては、山村から出て行った人たちが、都市に集中しても、そこには彼らを吸収する力があった。しかし、近年は経済のグローバル化のなかで、工場が人件費の安い海外へ流出したり、省力化されたりするなど、その吸収力は減退し、彼らの就職先は少なくなり、フリーターや派遣労働者が都市にあふれ、都市部の社会状況は極めて不安定なものとなっている。一方、山村に目を向ければ、山村から人が流出し、農地・

森林所有者の不在村化や、代替わり等による農地・森林管理に関心のない所有者の増加が顕著になってきてている。山村に人が住まなくなつた結果、耕作放棄・管理放棄される農地・森林が増え、山村のもつ水源の涵養や保健休養の場の提供等の公益的な機能の発揮に懸念が生じている。それ故、農地・森林の管理・利用を適正化し、山村の持つ公益的機能の発揮のために、山村を振興し、山村に人が住む状況を作つていかなければならぬ。しかし、これで山村の必要性が説明できただといえるのであらうか。人は都市にまとまって住み、農地・森林の管理は、車等で通つて行えば、より効率的な政策運営ができるのではないかという意見もある。

本当にそれでいいのだろうか。このことで悩んでいたとき、京都学園大学の北尾教授から、龍谷大学の丸山教授が日本哲学学会で発表予定の論文「持続可能性と森林コミュニティ」の紹介があった。持続可能な社会を作るという視点でみればより山村の必要性を説明しやすいかもしれないと思った。持続可能な社会について、丸山教授の論文をもとに自分なりに考えてみる。

二 持続可能な社会

持続可能性の概念に基づく方向を与えた「ブルントラント委員会報告⁽²⁾」によれば、「持続可能な発展とは、未来世代が彼ら自身のニーズを満たすための可能性を損なうことのない範囲で、現世代が自らのニーズを満たす発展であり、世界の本質的ニーズの充足をもたらす環境の能力に限界がある」としても、その限界は科学技術および社会組織の状態に懸かっているのであって、環境そのものに限界はない」といつている。つまり、ある資源が少なくなつても、技術の発展等により代替資源がそれに取つて代わることができるので、所与の資源ストックの有限性は経済成長に対する限界の原因にはならないという考え方である。

しかし、世代間の公平を未来世代への義務と考え、何を持続させることがその義務を果たすことになるのかについて真

剣に考えないといけない。「持続可能な発展とは、環境の扶養力を超えてしまうような成長（量的拡大）を伴わない発展（質的改善）」のことであり、「人間の潜在的能力を發揮したり、社会的・文化的・精神的生活の全体にとって意義を有する自然財を、人工物によって次第に代替していくことを欲すべきか、あるいはそのことが導く結果に責任を負うことができるのか⁽⁴⁾」という視点が重要なのである。「持続可能性の理念が有する世代間正義の要求は、人の生活の質、良き『生』に關係づけられるべき」であり、「持続可能な発展」のためには、資源量の帳尻をあわせるだけではなく、環境の質も維持されなければならない。資源量の帳尻を合わせただけでは防げない環境の変化、例えば二酸化炭素濃度の上昇といった経済発展の負の遺産を、次世代に残してはいけない。

三 山村とは

西野寿章は『山村地域振興論⁽⁵⁾』において、「中山間地域」が脚光を浴びるなかで、あえて「山村」にこだわる理由として、都市地域も含まれる中間農業地域と、集落の存続が問題化するほどに深刻な地域問題を抱えている山間農業地域を包括する「中山間地域」という地域概念の曖昧さをあげ、「地域の資源として林野が大きなウエートを占める山村の特殊性を考えない振興策はあり得ない」といつている。本論文も、

ど他地域との交流が図られることは、重要である。
二〇〇九年九月、「Iターン者を山村集落はどう受け入れるか」ということについて聞く郵送によるアンケート調査⁽⁷⁾を遠野市附馬牛町に住む四四五戸を対象に行つた。宛先に尋ねあたらぬいということで返送されてきた二通を除く四四三戸中、回答が返ってきたのが一四二通（うちIターン者は一三通）、回答率は三三・一%であった。回答者の六七%、九五人が人口の減少を附馬牛町の抱える問題点だと指摘し、四七%、六七人が「もっと沢山の人に移り住んで来て欲しい」と答えている。そして、「山村に住んできた人たち」がIターン者に期待することは、やはり「若い人に来てもらいたい」、「子どもを増やして欲しい」ということ、「農業などの産業や地域の活性化に貢献して欲しい」、「行事や祭りに積極的に参加し、地域との交流を大切にして欲しい」ということであり、「既に山村にIターンしている人たち」からは、「自分が暮らし暮らして欲しい」、「伝統文化の継承や自然保護に役立つて欲しい」という要望が出されている。その上で両者に共通の要望として「自己主張（自分のライフスタイル）と集落のバランスを保ち、山村に住んできた人たちと価値観を共有することにより早く地域に馴染んで欲しい」という要望が寄せられている。生活は厳しいが、山村での生活に馴染んで

五 林業政策は山村の暮らしを豊かにしたか

⁽⁸⁾ 一九六五年に山村振興調査会が刊行した『日本の山村問題』のなかで戎野真夫は、「山村は、材木の伐採・搬出・製炭・鉱業等へ従事する労務者がしばしば移住し、また、村外へ流出する『流動的側面』と、共通の習慣を持ち、共通の氏神を祀り、部落有林を共有し、そこから動かない『固定的側面』の二面性を持つてゐる。しかし、跡継ぎが、先祖から受け継いだ田畠、家屋、山林等を売却あるいは管理を放棄し、他の地域へ流出する事例がみられるなど、最近は、固定していた基底社会自体が大きく揺れ動き始めている。これは、今まで普通だと思っていた医療・教育等の環境条件が、都市部のそれと比較すると欠陥だらけの環境条件と認識し、戦後の民主主義が『家』を『家族』に変え、守るべき『家の』『家産』が、個々人の『財産』としてそれぞれの生活を豊かにするためのものになってしまい、人は『家』から解き放たれた

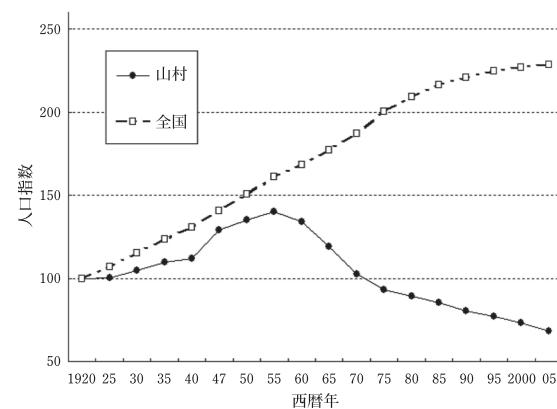


図 1 山村人口及び全国人口の推移（1920 年を 100）

資料：総務省「国勢調査」
注：2000年時点の市町村で、全体が振興山村である
「全部山村」を対象にした。

るだけでは生計を維持できることまつた収入にならないので、

村では、子供たちが、大学

山村では子供たちが大学・高校進学や就職をきっかけに転出、都市に住み着き、山村には高齢者が残るという状況が続いている。都市に住み着いた人たちの子供は、益とか正月に山村を訪れる程度で、そこに暮らしたこともなく、友人もいないことから、親の故郷だからといって山村に戻つて来ることはまず考えられない。このような状況のなかで、山村

森林を生活の中心に置く「山村」に拘りたい。
千葉徳爾は「平地や海岸と違った生活」をしている、山村に住んでいる人びとを、「山民」と呼んだ。そして、山民を、「歴史的に山地と切り離せない風俗習慣をもつ人たちのことであり、伐木、箕作、木地師、漆工、鉱山師、たたら、炭焼、狩人、鷹匠、修驗等々の山地資源を利用して平地人の要望をみたす仕事を

従事し、山から採取したモノを、様々な技術で加工し、平地民に売り、日々の暮らしに必要なモノを獲得することにより暮らしを成り立ってきた。

ため」だと指摘している。

山村からの人口流出の理由として、井口隆史⁽⁹⁾らがいうように、「一九六〇年代に入つて以降の木炭等農林業生産の衰退によって経済的条件が悪化し、現金収入確保のために山村から出て行った」ことは、大きい。特に、石油等の代替燃料による薪炭需要の激減と伐採可能な地の減少による拡大造林と造林木の成長による造林補助事業の終了は、農民の森林管理への関心を低下させ、農家の農業離れと相まって、農民を、恒常的若しくは土建等不安定・日雇い賃労働や離村へと追いやった。山村問題を考えるうえで最も重要なことは、山村に住む人の所得をどう確保するかということである。特に、森林資源を山村で住む人の暮らしにどう役立てるかは重要な課題である。

半田良一はその著書『山村問題と山村対策⁽¹⁰⁾』の中で、「戦後初期の山村社会の最も一般的な構成単位または多数者は、自給的・小生産的な農林家であり、このような農林家の主要な経営内容は、自給的農業を基盤しながら、商業的農業の萌芽的展開、薪炭生産及び育林経営という形であつた。育林経営については、政策的補助とも結び付きながら、戦時体制下の乱伐によつて荒廃した山林への植林熱が高まり、五〇年代前半には特に農民による人工造林が盛んに行われた。このような状況のなかで、農家の家族労働を自営農林業のな

う一つの柱である生産・流通関係の機械・設備の充実については、「一次林構では、集落に照応する規模の小協業体を受け皿にする場合が多くたが、二次林構以降、森林組合のウエイトがにわかに増大し、中小林家の規模拡大を追求する政策路線が急速に色あせる」とこととなつた。

このような状況のなかで、大量にかつ安価に輸入されてくる外材に対抗すべく、一九七〇年代後半に採られた政策が「地域林業政策」であった。この「地域林業政策」は、「林業生産力の担い手である伐出林業と造林請負事業体を政策の主座に置き、私的所有に対する社会的利用の優越、利用側の主導性のもとで森林資源の保続を目指す」とを目的とし、そのための新林業構造改善事業が推進された。東濃檜製材産地のように「良質材を用いて外材に対する商品差別化を図り、一定程度の銘柄化を実現⁽¹¹⁾」した地域もあつた。しかし、「八五年のプラザ合意による円高政策、八六年の日米MOS⁽¹²⁾S合意による木材関税壁の撤廃等によって外材の市場競争力が一層高まり、外材の支配体制が定着⁽¹³⁾」し、木造住宅の着工戸数の減少や木造住宅において良質材を多く使う和室が作られなくなりつつあることで、住宅建築用木材の最終

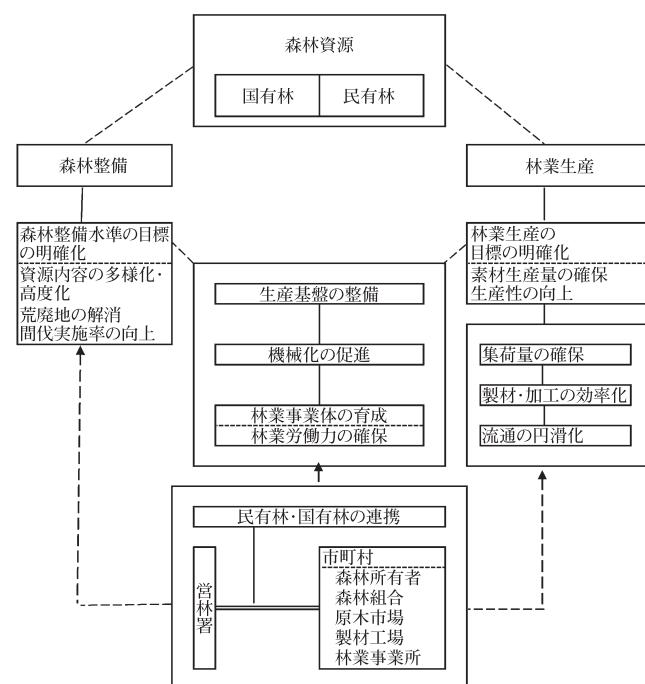


図 2 流域管理システムのイメージ

林野制度研究会編「森林の流域管理システム」、1990、p52 をもとに作成

需要先と山から製材工場までの木材生産・加工過程を繋ぐことができなくなつたことは、「地域林業の形成」政策が行き詰まつてしまつた原因の一つである。

その後、生産から流通、加工までを流域単位でつなぎ、一

かで完全利用することにより『所得均衡』という形でバランスをとるという考え方に基づいて制定されたのが、農業基本法（一九六一年）であり、林業基本法（一九六四年）であつた。山村では、食料・建設資材等の必需物資の供給や国民所得の増加を目的に、有限の資源である土地を保全し、有效地に利用するために適地・適利用の形で農林業が営まれる必要がある」といつている。

そして、鈴木尚夫が、「林業経営」を「森林経営」と「伐出林業経営」の二つに分け、「それぞれが別個に経営構造をもつて相互に関連し、規定しあつて複雑な生産・出荷構造になつてゐるため、その改善は、商品の生産・出荷構造を单一の主体（農民）が担う農業のように簡単にいかず、それぞれを切り離して改善したとしても、その相互の関連に調和を欠けば、全体としての林業生産構造の改善とはなりえない」と指摘しているように、林業構造の改善はうまくいかなかつた。「林業基本法」の柱は、「林業構造改善政策」の実施である。この政策の目的は中小の農林家を自立経営として育成することにあり、経営規模の拡大を目指した対策（分収造林・入会林野の近代化・国有林の活用等）が積極的にとられてきた。林業基本法の制定を受けて、一九六四年から国の助成事業として林業構造改善事業が始まり、ハード事業としての林道・作業道の整備が進められた。そして、林業構造改善事業のも

般材の生産・加工過程のシステム化を図ろうとする「流域管理システム」に、林業政策は到達する。北尾邦伸は、「流域管理システム」のイメージ図のなかの、「右側に森林資源に伐る側から働きかける『林業生産』を配し、左側に資源内容の多様化・高度化を掲げる『森林整備』を配した構図を、森林・林業構造の系と循環を意識した、なかなかの組み立てになつている」と評価している。

「森林整備」と「林業生産」の関係をみた時、森林整備の場である山村に暮らす人が豊かに暮らすためには、山本伸幸が佐藤仁の論説を引用しながらいうように、「働きの対象となる可能性の束である『森林資源』からの恵みを、地域の豊かさにつなげる」必要があるが、「森林資源」からの恵みの多くは地域外に漏れ出し、地域の豊かさにつながっていない。

六 山村振興に必要な施策

「山村振興法」（一九六五年成立、一〇年）とに四回の改正・延長）や「過疎法」（一九七〇年の「過疎地域対策緊急措置法」以降一〇年）とに更新、現在の法律「過疎地域自立促進特別措置法」は二〇〇〇年制定、二〇一〇年三月、過疎債による財政支援の対象を医師確保や生活交通維持、集落活性化等のソフト事業に広げ、六年間延長）に基づく対策により、公共施設は着実に整備されてきた。しかし、対策を講じ

人を引き留め、結果として人の都市への集中を排除したり、環境や風土に根ざした景観を守り、土壤浸食を防止するため、農地を維持したり、土壤中の有機質の保全や土壤構造の保護のため、有機農業の実施や輪作を義務化し、結果的に生産性を下げ、生産過剰を抑制し、農業生産・生活基盤を保全したりする」と繋がっている。エネルギー負荷のかからない、持続可能な、高い質の生活を獲得できる場として、日本の山村を位置づけるためにも、そこでの暮らしを支援する仕組みを考えられていいのではなかろうか。

最後に

本稿は、二〇一一年三月に日本林業調査会から出版された『山・里の恵みと山村振興』の記述とともに、筆者がとりまとめたものである。引用した論文について間違った解釈をしているかもしない。これは、あくまでも本人の責に帰するものであり、ご指摘いただければ、大変ありがたい。

『山・里の恵みと山村振興』には、日本国内の山村における山村振興のための取り組みを、各著者が具体的な事例に基づき、論旨を開いている。興味があれば手にとって読んで頂ければ、これ程うれしいことはない。その編集にあたり、最後まで各論文の掲載順がまとまらなかつたため、結語の駒木氏の文章で、「序章」に書かれていることが「終章」に書

なかつた場合よりは過疎化の速度を緩めたかもしれないが、過疎化を押しとどめ、山村を活性化するまでには至らなかつたというのが一般的な見方である。このことに関して、「山村振興法・過疎法に基づく行政施策の効果の有無については、そもそも過疎化を押しとどめること 자체可能かといった基本的な問も含めて、別途緻密に評価する必要」がある。生産基盤や生活環境の整備によって、人口流出を押しとどめることはできず、地域社会そのものが崩壊の危機に瀕し、そのためには、農林業振興を図るうにもその担い手がおらず、ますます地域の農林業が衰退するという悪循環に陥っている。山村の持続的発展のためには、住民が、山や里からの恵みを収穫し、また、それを育んでいく、その一連の営みのなかで、住民が暮らしていく姿が望ましい。

EEC（EUの前身）は、一九七五年に加盟国共通の政策として「条件不利地域対策」を導入している。この政策は条件不利地域で、①農業の継続を維持し、それによって、②最低限の人口の維持と③景観の保持を図ることを目的に、飼養する家畜頭数や過剰でない経営面積に応じて、農業の継続を条件に農家に直接所得補償するものである。欧州諸国では、条件不利地域に人が住んで、それぞれの地域で暮らしが維持されていることが国民全体の利益に繋がるという考え方が根付いている。これは陸続きになつてている国境を守り、山村に

かれているような記述になり、齟齬が生じてしまつていて。この場を借りて駒木氏にお詫びを申し上げるとともに、様々な指摘及び感想等を読者の方から頂いていることに、この場を借りて、感謝申し上げたい。

注

- (1) 丸山徳次「持続可能性と森林コミュニティ」、『哲学第六二号』、日本哲学会、一九一三七頁、一〇一一年
- (2) World Commission on Environment and Development Our Common Future（訳文は丸山論文からの引用）、Oxford UP, 43, 1987
- (3) Herman E. Daly Beyond Growth, The Economics of Sustainable Development（訳文は丸山論文からの引用）、Beacon Press, 76, 1996
- (4) Konrad Ott/Ralf Döring Grundzüge einer Theorie "starker" Nachhaltigkeit, in Kristian Kochy/Martin Norwring (Hg.)（訳文は丸山論文からの引用）、Umwelt-Handeln, Feiburg/München, 108, 2006
- (5) 西野寿章『山村地域振興論』、原書房、一九五頁、一〇〇八年
- (6) 千葉徳爾『山地住民とその性格』、『日本民俗文化大系』第五卷、小学館、一七三一八〇頁、一九八三年

(7) 奥田裕規、鹿又秀聰、久保山裕史「山村人口の推移とインターーン者の動向（岩手県遠野市を対象として）」、『第五回国日本林学会関東支部大会発表論文集』、九一—二頁、二〇〇四年

(8) 戎野真夫「山村の基本問題」、『山村振興特別調査年報一九六五』、山村振興調査会、東大出版会、一一七五頁、一九六七年

(9) 井口隆史・北川泉「山村の兼業深化と高齢化問題」、『山陰地域研究』第一号、島根大学山陰地域研究総合センター、一一二四頁、一九八五年

(10) 半田良一「山村問題と山村対策（半田良一編著）」、ミネルヴァ書房、四一四頁、一九八一年

(11) 鈴木尚夫「林業構造政策の展開」、「林業基本法の理解（倉沢博編著）」、日本林業調査会、一三五一—八二頁、一九六五年

(12) 半田良一「経済成長と林政」、『林政学（半田良一編）』、文永堂出版、八二一八九頁、一九九〇年

(13) 北尾邦伸「森林環境と流域社会」、日本林業調査会、二四三頁、一九九三年

(14) 村鳶由直、荒谷明日兒、武田八郎、野田英志、加藤滋雄「木材産業論（定性分析）」、「林業経済研究の論点（林業経済学会編）」、日本林業調査会、三四五—三八四頁、二〇〇六年

(15) 流域管理システム・平成三年度から流域（全国を一五八森林計画区に区分）を基本的単位として、森林整備、木材の供給等を総合的に推進する「森林の流域管理システム」を構築すること

(16) 北尾邦伸「森林社会デザイン学序説第三版」、日本林業調査会、三八七頁、二〇〇九年

(17) 山本伸幸「資源論の射程」、「山・里の恵みと山村振興」、日本林業調査会、二三一—三七頁、二〇一〇年

(18) 福与徳文「中山間地域問題の整理仮説」、「中山間地域研究の展開－中山間地域問題の整理と研究の展開方向」、養賢堂、七一四三頁、一九九八年

（森林総合研究所林業経営政策研究領域・チーム長）

特集 林学事始め（7）――完――

『山林叢書』において翻訳された 仏語文献の特定

古 井 戸 宏 通

一 はじめに

一八七八年四月から翌七九年八月にかけて内務省地理局により刊行された『山林叢書』（以下、「叢書」）は、全一六卷^①からなる。叢書の性格について萩野は、松野礪らがドイツなどの海外林業知識を紹介した『地理寮森林報告』の取組みを継承しつつも、仏語文献の比重が大きいのが特徴であるとし、「明治一〇年代までにおけるフランス林政・林学・林業の影響の大」なることを指摘する。萩野はまた、背景事情として「七八年のパリ万博への木石数百点を仏国森林局に寄贈した見返りに、：書籍四〇点の寄贈を受けた」事実を挙げて

いる^②。（^③）一般に、幕末～明治期における歐州事情の受容過程については、原書の多くが散逸し、固有名詞や原題が難解な片仮名書きになっていることから、特定に苦労するものが多々、叢書もその例外ではない。

小論は、叢書において全訳・抄訳・口述筆記の行われた仏語文献について、その原書や著者・訳者を特定し、萩野の作成した「山林叢書一覧表」^④を追補改訂する試みである。なお、以下二桁の年代表記は、断りのない限り一八〇〇年代である。

二 各巻の概要および訳者について（表参照）

独語文献であると思われる文献は表内に略記するに留め、

となつた。この流域管理システムには二つの大きな特徴がある。一つは森林の管理を、流域を基本的単位として上流地域と下流域の関係を意識して行おうというもの。この考え方により、下流域の人たちの森林に対する期待を具体的な形で上流地域の森林の整備に反映させることができる。例えば、大量の水を必要とする大都市の上流の森林では、水源かん養機能を高めるため、保安林などの整備を進め、複層林や長伐期の施業なども取り入れるといった具合。そして、下流の都市住民からは森林の整備に対する資金的な支援や参加をしてもらうといったことが考えられる。二つ目の特徴は、流域ごとに、民有林、国有林を問わず森林所有者が一つにまとまるこによって、スケールメリットを出そうといふ点。これによつて、所有者ごとに細分化されている森林がまとまるので、機械化の促進や林道・作業道の開設、さらには年間を通しての仕事の確保や労働力の調整などができる。

（19）北尾邦伸「森林社会デザイン学序説第三版」、日本林業調査会、三八七頁、二〇〇九年

（20）山本伸幸「資源論の射程」、「山・里の恵みと山村振興」、日本林業調査会、二三一—三七頁、二〇一〇年

（21）福与徳文「中山間地域問題の整理仮説」、「中山間地域研究の展開－中山間地域問題の整理と研究の展開方向」、養賢堂、七一四三頁、一九九八年

（森林総合研究所林業経営政策研究領域・チーム長）

（三）第七卷『山林説附公債』
「仏人アギュルノード著／周布公平訳」とあり、「官林完却」諸樹種の育成法を述べた「山林篇」を著しており、同年同月、海軍横須賀造船所の艦材課員五等属としてケヤキ育成法について建議を行つた記録も残つてゐる。
問題を論じてゐるようである。周布公平は、七二年からベルギーに留学しており、本書翻訳後、八一年太政官法制部少書記官などを経て官選知事を歴任する。
（四）第九卷『山林監守第一編抜抄』（七九年一月）および
第一五卷『山林監守第三編抜抄』（七九年七月）
九巻の表紙には「森林培養播種方法」とあり一五巻の表紙には「山林監守人ノ本務」とある。当然同一書であると推定できるが、原書名や原著者名は、両巻だけからでは不明である。訳者「和田順吉」は、後述するように、八一年二月に『森林保護要略 全』（内務省山林局刊、三八三頁）として全訳を出版しており、ここにおいてようやく原書や著者の名前が（片仮名表記で）明らかになる。和田は、仏国刑法典の概要講述も行つてゐる翻訳者である。最初の仏和辞典を編んだとされる村上英俊の追悼事業に関与した形跡がある。⁵

(三) 第七卷「山林監守第一編」
「仏人アギュルノード著／周布在
問題を論じてある。
ギーに留学しており、本書翻訳
記官などを経て官選知事を歴任す
る。

(六) 第一〇卷(下)『官林売却研究』
「仏国 シュバンビーユ氏著／小出拙藏訳」とある。末尾に
「地理局長櫻井勉君ノ依頼ニヨリ仏国人タルボワード、ジュ
バンビーユ氏著千八百六十五年ノ刊行原名『ヲブセルヴァー
ション、シユル、ラヴァント、レタ』ト題スル書ヲ訳」し
たとある。小出拙藏は、ヴィダールの『樹藝簡要』やレオン
＝セーの『仏国地方会計』も訳出している。

(七) 第一巻(付属品)『フランス山林学校条款』
「小出拙藏抄訳」とある。仏国「山林法中山林法施行命令ノ
部」の抄訳であることと、「原書ハ山林總裁ノ許可ヲ得テ山
林局副長シヤール、ジャッコー氏千八百六十一年刊公（原文
まま）セシ者ナリ」とが明記されている。

(八) 第一二巻『樹木作法初学』(七九年四月)、第一三巻『樹
木作法初学二篇 濁葉樹』(七九年五月) 及び第一六巻『樹
木作法第二編』(七九年八月)

「仏国山林学士ロランツ氏の著書」を小出拙藏が訳したとあ
る。造林技術書であり、一二巻は、林地環境の総論、一三巻
はナラに関する記述、一六巻は、その他の広葉樹についての
記述からなっている。なお、一二巻の末尾に「片山直人」に
よる「桐栽培予算表ノ略記」(七九年三月)が添えられてい
るが、仏語文献とは全く別物のようである。後述する「ロラン

表 『山林叢書』における仏語文献一覧（原典著者名内の括弧数字（n）は、仏林業学校の n 期生であることを示す。ちなみに高島得三は 61 期生に相当。）

山林叢書巻号	和文訳者	和訳年/月	著者名和訳	書名和訳	原典著者名	原典刊年	原典名称	原典所蔵
1	*	1878/4		山林培養法	非仏文			
2	*	1878/5		山林本用論	非仏文			
3	上*	1878/5		樹実採取及貯蓄法	非仏文			
3	下水谷忍	1878/5	アントン・ヌーベル-セー	山林問答抄訳	Antonin ROUSSET	1864	Les Études de maître Pierre sur l'agriculture et les forêts, Paris : Libr. Agricole de la Maison rustique, 92pp.	仏林業学校
4	片山直人 筆記	1878/6	ジュッポン (口授)	仏国林制概略	Adolphe Eugène DUPONT		—	—
5	*	1878/6		比氏万有節用 森林説・虫害駆除法				
6	水谷忍	1878/11	アントン・ヌーベル-セー	同上	Antonin ROUSSET	1864	idem.	仏林業学校
7	周布公平	1878/12	アギュルノード	山林説附公債	Antoine-Jean-Baptiste GURNAUD(22)	1866	Les Bois de l'État et la dette publique, Besançon : Impr. de J.Jacquin, 16pp.	仏林業学校
8	*	1879/1		樹林学講義第二編 抜抄	非仏文			
9	和田順吉	1879/1	記載無し	山林監守第一編抜抄 (森林培養種植方法)	M. VIDAL	1861	Guide Pratique à l'Usage des GARDES FORESTIERS, Versailles : Chez l'Auteur, 224pp.	仏国立図
10	上片山直人 筆記	1879/2	不明	木材保護ノ術	不明		—	
10	下小出拙藏	1879/2	ジュバンビュ	官林壳却研究	Alexandre d'ARBOIS DE JUBAINVILLE(32)	1865	Observations sur la vente des forêts de l'État, 12pp.	仏林業学校
11	本巻*	1879/1		プロシャ森林学校漢則	非仏文			
11	附属品 小出拙藏	1879/1	ジャッコー	フランス山林学校 条款	Charles JACQUOT(18)	1861	Les Codes de la législation forestière comprenant le Code forestier, l'ordonnance réglementaire du 1er août 1827, le Code de la pêche fluviale, le Code de la chasse et les règlements concernant la louveterie... Nouvelle édition, 264pp.	仏林業学校
12	小出拙藏	1879/4	ロランツ	樹木作法初学	A. PARADE/B. LORENTZ	c.1867	Cours élémentaire de culture des bois créés à l'École forestière de Nancy (5e édition?)	仏林業学校
13	小出拙藏	1879/5	ロランツ	樹木作法初学二篇 潤葉樹				
14	佐波一郎 (片山直人校)	1879/6	造船家アトル フ、エ、ジュホ ン/山林家 ブッケー、ド ラ、グリー	内国外山林書摘訳	Adolphe Eugène DUPONT/P.A. BOUQUET DE LA GRYE(22)	1875	Les Bois indigènes et étrangers : physiologie, culture, production, qualités, industrie, commerce, 552pp, Paris : Rothschild	仏林業学校
15	和田順吉	1879/7	記載無し	山林監守第三編抜抄 (山林監守人ノ奉務)	M. VIDAL	1861	idem.	仏国立図
16	小出拙藏	1879/8	ロランツ	樹木作法第二編	idem	c.1867	idem.	仏国立図

(七八年五月) および第六卷『山林問答抄訳』(七八年十一月)

仮語文献の概要を以下に述べる。訳者情報については「国立国会図書館デジタルアーカイブポータル」を援用した。

「仏國人　ジユッポン氏　口授／片山直人　筆述」とある。當時の仏国林野行政について、若干ではあるが具体的な人数配置などの数字を交えて述べており、なんらかの文献資料に基づく口述であると考えられる。訳者の片山直人は、萩野によると地理局山林課員であった。七八年七月に「仏國山林學校の教本に倣」つて

(六) 第一〇卷(下)『官林壳却研究』

第一〇卷（下）『官林壳却研究』

試種横種の育成法を述べた『山林篇』を著しており 同年同月
海軍横須賀造船所の艦材課員五等属としてケヤキ育成法につ
いて建議を行つた記録も残つてゐる。

(三) 第七卷 『山林説附公債』

「私人アギュルノード著／周布公平訳」とあり、「官林売却」
問題を論じてゐるようである。周布公平は、七二年からベル
ギーに留学しており、本書翻訳後、八一年太政官法制部少書
記官などを経て官選知事を歴任する。

(四) 第九卷 『山林監守第一編抜抄』(七九年一月) および
第一五卷 『山林監守第三編抜抄』(七九年七月)

九巻の表紙には「森林培養播種方法」とあり一五巻の表紙
には「山林監守人ノ本務」とある。当然同一書であると推定
されるが、東書名と原書名は、両巻とも「山林監守第一編
第三編」である。

(七) 第一卷(付属品)『フランス山林学校条款』

〔仏国〕 ジエハンピエ氏著「小出拙藏訳」とある。末尾は「地理局長櫻井勉君ノ依頼ニヨリ仏国人タルボワード、ジュバンビーユ氏著千八百六十五年ノ刊行原名『ヲブセルヴァー・ション、シュル、ラヴァント、レタ』」ト題スル書ヲ訳」したとある。小出拙藏は、ヴィダールの『樹藝簡要』やレオントセーの『仏国地方会計』も訳出している。

(七) 第一卷(付属品)『フランス山林学校条款』

「小出拙藏抄訳」とある。仏国「山林法中山林法施行命令ノ一部」の抄訳であることと、「原書ハ山林総裁ノ許可ヲ得テ山林局副長シャール、ジャッコ一氏千八百六十一年刊公(原文まま)セシ者ナリ」とが明記されている。

(八) 第一二卷「樹木作法初学」(七九年四月)、第一三卷「樹木作法初学二篇 潤葉樹」(七九年五月) 及び第一六卷「樹木作法第二編」(七九年八月)

「仏国山林学士ロランツ氏の著書」を小出拙藏が訳したとある。造林技術書であり、一二巻は、林地環境の総論、一三巻はナラに関する記述、一六巻は、その他の広葉樹についての記述からなっている。なお、一二巻の末尾に「片山直人による「桐栽培予算表ノ略記」(七九年三月)が添えられているが、仏語文献とは全く別物のようである。後述する「ロラ

(八) 第一二卷「樹木作法初學」(七九年四月)、第一三卷「樹木作法初學二篇」「凋葉樹」(七九年五月) 及び第一六卷「樹木作法第二編」(七九年八月)

「小川村林業技術」とある。但し、この林業技術は、山林総裁ノ許可ヲ得テ山林局副長シヤール、ジャッコ一氏千八百六十一年刊公（原文まま）セシ者ナリ」とが明記されている。

(八) 第一二巻『樹木作法初学』(七九年四月)、第一三巻『樹木作法初学二篇 濁葉樹』(七九年五月) 及び第一六巻『樹木作法第二編』(七九年八月)

「仏國山林學士ロランツ氏の著書」を小出拙藏が訳したとある。造林技術書であり、一二巻は、林地環境の総論、一三巻はナラに關する記述、一六巻は、その他の広葉樹についての記述からなっている。なお、一二巻の末尾に「片山直人」による「桐栽培予算表ノ略記」(七九年三月)が添えられているが、仏語文献とは全く別物のようである。後述する「ロランツ氏の著書」であることを、原書ハ山林総裁ノ許可ヲ得テ山林局副長シヤール、ジャッコ一氏千八百六十一年刊公（原文まま）セシ者ナリ」とが明記されている。

ンツ」の原書のなかで広葉樹造林技術について述べている箇所に、キリについての記述は存在しない。

(九) 第一四卷『内外国山林書摘訳』

「仏國 造船家アトルフ、エ、ジュホン 山林家 ブッケー、ド、ラ、グリー 両氏著／佐波一郎訳／片山直人校」とある。「ジュホン」は「ジュッポン」と同一人物（以下デュポン）であり、訳者の佐波一郎は、デュポンの滞日中に補佐役を務めたことが知られている。

第一五卷・第一六卷にはすでに触れた。

三 仏語文献の特定（表参照）

「一二」において仏語文献ないし仏国人の口述であると推察された文献について、概ね原典が判明したので略述する。

(一) 『山林問答』について

著者「アント子ンヲルーセー」ROUSSET, Antoine⁽⁶⁾はブルゴーニュ地方・オーダンの森林監守副長時代にコルクガシ関連の著作があり、『山林問答』刊行時には森林監察官副長の任にあつた。同書は、南部山岳地帯において林野行政が推進していた山地復旧造林事業について、農牧民の理解を得ることを目的とした論文コンクール（エクサンプロヴァンス学術院（アカデミー）主催）における一席受賞作であり、「農民ピエール」と「先生」との平易な問答の中に、詩文・格言

や法令知識や具体的なデータがバランスよくちりばめられている。原書は八篇の問答と脚注からなり、叢書では第三篇と第五篇の本文が抄訳されている。後知恵だが、地元「村長」も登場して三者問答となる第六篇が紹介されればと思う。

(二) デュポン（ジュッポン、ジュボン）について

デュポンDUPONT, A.E.は仏国理工科学校を卒業後、海軍造船学校で学んだエリートで、トゥーロン造船所勤務を経て七四年十一月に来日し、幕末から仏国人が関わってきた横須賀造船所で木造船の建造に携わった。横須賀造船所との雇用契約書案に規定された任務は、同造船所と東京海軍省の吏員に対して、山での伐木実習および、座学としての伐木や木材保存技術に関する基礎知識を講ずることであった。

七七年九月に横浜から出航しトゥーロンに復職したデュポンが八〇年に書いた『日本の森林樹種』と題する著作が、ナシシー林業学校に所蔵されている。先述の佐波一郎を助手として、伊豆半島のみならず西南日本から関東甲信越まで艦船用材を求めて官林を跋渉した産物であり、同じ横須賀の仏人医サヴァチエの依頼で草本も含む標本採取を行っていたらしい。ナシシーの図書室には、後に、白澤保美編著『日本森林樹木図譜』（農商務省山林局、一九〇〇年）が収蔵されるが、同書に先立ち日本の樹種が仏国に知られていたことになる。

デュポンと共著で七五年に『内外国山林書』を書いた「ブッ

ケー、ド、ラ、グリー」（以下BG）は四五年に林業学校に入学後、林野行政官としては営林局長止まりであつたものの、彼の業績に対し一九〇五年の『林野雑誌』は六頁の追悼記事を掲載した。多くの版を重ねることになる『森林監守職の実践ガイド』に始まる彼の著作が高い評価を与えられ、『外国山林書』も特筆されている。BG家は名門の誉れ高く、四歳下の弟も港湾土木を専門とし、多くの著作を残している。

(三) 「アギュルノード」について

林業学校でBGと同期であったギュルノー⁽¹⁰⁾Antoine-Jean-Baptiste GURNAUD、つまりA. GURNAUDを「アギュルノード」と表記したようである。興味深いのは、ギュルノーが照査法のような個別經營の施業論のみならず、官林売却問題という国民経済的論争にまで参加していたことである。これに加え、同時期の官林売却について論じている「ジュバンビュ」 D, ARBOIS DE JUBAINVILLEの論文（叢書一〇巻下）を含む全九篇の論考が、林業学校図書室ではまとめて製本（登録番号五〇八一）されている。

(四) 山林監守と森林保護

和田順吉が訳した九巻および一六巻について、後に内務省山林局から『森林保護要略』と題して全訳が出版されたことは既に述べた。この原書は、六一年刊のVIDAL, M.『森林法典』守たちが利用するための実践的ガイドブックであり、a.林

業用樹木・灌木（に関する林学的技術知識）、b.森林開発（素材生産）用語辞典、c.森林監守の任務と調書の形式、という三部構成になつていて。」のうちの「a.」が九巻、「c.」が一六巻において、同じ和田によつて訳されていったことになる。森林監守Garde Généralであったヴィダールは序文において、「林業経済システム学をつくること」監守用実務マニュアルをつくることであると説き、現場における監守の林学や法令に対する無理解や混乱、盜伐が放置されている現状を嘆き、退官後同書を自費出版した思いを語つている。森林保護は森林監守の任務遂行の目的であり手段でもあろうが、原書の題はあくまで「監守のためのマニュアル」である。全訳版の題名「森林保護要略」については後述したい。

(五) 『木材保護ノ術』

先述の雇用契約の内容と、訳者の片山が横須賀造船所に在籍したことからして、デュポン述という可能性が高い。帰国後一年以上を経た「口述」はノートの再整理だらう。

(六) 『ジャッロー』氏の山林法令について

林業学校一八期生のジャッローJACQUOTによる六一年刊行の林野関連法令集の抄訳である。仏国林業学校は二四年にシャルル十世の王令によって設立され、森林法典が編纂された二七年に、この林業学校設立王令が森林法典および執行令に組み込まれた。叢書一巻の「付属品」として七九年に

抄訳されたのは、法令集のごく一部である。仏国森林法典の全貌については、八一年に農商務省山林局により、八二年に元老院により、別々の原典を用いた全訳がなされている。

(七) 「ロランツ」氏の「樹木作法」について

仏国林業学校の樹木学（造林学）講義用教材として三七年に作成された大著である。著者のロレンツは林業学校初代学長であり、共著者のパラードは三代学長であり、二人ともドイツの山林学校で学んだキヤリアを持つ¹¹。この本は版を重ねており、七九年刊の叢書で邦訳された可能性のあるものは、六七年の第五版か六〇年の第四版である。五七年の第三版には叢書第一六巻にみえるプラタナスに関する記述がない。同書で興味深いのは、ニセアカシア *Le Robinier faux acacia*（叢書では「ロビニエル、ホヲアカシア」）についての記述である。今日、フランスにおける山地復旧造林の代表的な初期導入樹種のひとつであるニセアカシア¹²について、治山造林用途についての言及が一切みられない。山地復旧造林の本格化は九〇年代を待つことになる。

四 考察

叢書において邦訳された原典のほとんどが、六〇年代以降に公刊された文献であることが判明した。仏国政史におけるこの時期は、大革命の混乱を経て制定された森林法典が農

山村に滲透していく過程にあって、経済政策的には公共事業政策の拡大が進展する一方、欧洲アルプス一帯の洪水被害が激化したため、政府が「山地復旧造林」に着手し、山地農牧民と公共造林事業との対立が深まる時期であった。造林事業の財源には官有林地の売却が充てられたという。「治山治水をめぐる農業と森林」「官林売却」といったテーマの文献が日本で紹介された背景には、こうした仏国側の事情が関与している。一方、造林技術書「樹木作法」において広葉樹の項目が邦訳されていることは、広葉樹施業は仏国から学ぶべきだという日本側の認識を示していよう。叢書の翻訳過程に、横須賀造船関係者が関与していたのも興味深い。

日本側が仏語文献をどのように咀嚼したかについては、本特集の諸論考や先学の研究に譲りたい。若干触れると、官林売却は平地の広葉樹高林を対象としたので、艦船用材需要との競合があつた筈だし、林野行政の所管争いとも関係している。仏国野行政の念願であつた大蔵省から農務省への移管は、叢書翻訳直前の七七年のことである。ギュルノーやジュバンビーユは、国民経済にとっての官林の必要性が、一時的な国家財政の都合に優先すると論ずるにとどまり、叢書だから所管問題を読み取るのは難しい。逆に日本側から表面的にみれば官民有区分にかかわりそうな主題でもある。翻訳を命じた櫻井地理局長の趣意はどこにあつたのだろうか。

最後に指摘したいのは、叢書刊行終了の二年後に出版された先述の『森林保護要略』という題名から、叢書の抄訳において用いられた「山林監守（人）」の語が消えたことである。ここには森林保護という美名において森林「犯罪」取締を進めようとする政策論理への作意的な接近が見てとれないだろうか。萩野が示した「山林保護ノ儀ニ付太政官へ上申」（山林局発太政官宛、八〇年十二月）¹³にこの論理が現出しているようにも見える。少なくとも明治期の歐州事情の「受容」一般において、社会情勢や政治過程が訳語を左右するケースがあつたことはたしかだろう¹⁴。今日においても、深く正確な理解に基づく外国事情の受容が枢要であることは言うまでもない。ギュルノーにより照査法が普及したフランス・コンテ地方における協同組合思想と林業技術との不可分性を指摘した三浦敦¹⁵は、仏国林学を学ぶ上で重要な視点を与えている。

今回の原典探索の端緒となつた萩野の労作に戻ると、日本側史料によつても一定の裏付けを得たといえよう。記述には慎重を期したもののが林学の多様な分野に関わつており初步的な誤りが多々あるう。事実確認レベルの課題も多い。

- (1) 小林記念林業文献センターに所蔵されている（増田文庫）。
- (2) 萩野敏雄「日本近代林政の基礎構造」、日本林業調査会、一九八四年、一九二一—一九六頁。
- (3) 土木分野での労作に、井口昌平「DE RIJKE が砂防事業について論ずるのに当つて引用したフランスの事例について」『データー研究』一号、一九八五年、九一—三三頁がある。上林好之氏のご教示による。
- (4) 萩野「前掲書」一九四頁、第五三表。
- (5) 富田仁「フランス語事始」NHKブックス、一九八三年、一九七一—一九八頁。
- (6) 「ヲルーセー」の「ヲ」は r の発音を l と区別するために「r」の書き舌的音韻を表現すべく挿入されたのではなかろうか。ロシアを「おろしや」と表記するたゞいであろう。

- (7) 萩野「前掲書」七八一八三頁、西堀昭「横須賀造船所技師アドルフ・フランソア・ウジエース・デュポン（一八四〇—一九〇七）について」『横浜経営研究』第一七卷第一号、一九九六年、

六六六～七三頁、C・ポラック「絹と光」、アシェット婦人画報社、一〇〇一年、一〇六～一二一頁
 (8) 河野智謙「書評・大場秀章編、『植物文化人物事典—江戸から近現代・植物に魅せられた人々』」、『日仏科学史資料センター紀要』第一巻第一号、二〇〇七年、一五〇～一七頁。今日学名に「Fr. et Sav.」とある植物種は、サヴァチエと仏国の植物学者フランシエの命名による。

(9) 叢書第一四巻では、原書第四章「素材生産 EXPLOITATION」のうちの一三三～一三六頁が翻訳されている。

(10) 大隅眞一により『面積法応用のための森林經營手帳—エプロンの森林について開示』が二〇〇六年に翻訳された（日本森林技術協会刊）のは記憶に新しい。同書は一八七八年パリ万博に提出されビヨレイによって評価される。

(11) 抽稿「フランス林業学校略史—日仏交流に向けて」、『山林』一四二七号、二〇〇三年、三五〇～四一頁。革命期に監察官副長の任にあつたロレンツとは対照的にパラードはターラント山林学校卒業後、仏国でヒラの森林監守から務めた叩き上げである。
 (12) 二〇〇六年三月二十日に、Durance の治山造林現場を筆者が見学した際、ニセアカシアについての一般向け説明看板があり「生態学的に非常に柔軟で、寒さや乾燥に強く土壤固定に役立つ」点に言及していた。「廃植をともなう豊かな砂地では育つが、土壤が過度に乾燥・湿潤・緊密である場合はその反対である」とい

ます。

さて、この大震災は林業へも甚大な影響を及ぼしていますが、中長期的な影響を正確に見通す自信はありません。従つて、基本的に震災前の知見から言える範囲で論じていきたいと思います。

林業にもシミュレーションを —皆伐型と非皆伐型の人工林管理の比較—

當山啓介

現在、もつとも現状が動的に進化している分野は情報処理分野でしょう。数万円で買えるモバイルPC「ネットブック」など、気軽に持ち運びできるコンピュータ等が社会にすっかり定着し、大いに活用される時代になりました。最近はiPadやiPhone、スマートフォンがもてはやされるようになりました。これらは正直、森林・林業界とは関係なくどんどん進化していくのですが、そのテクノロジーの果実をおいしく利用すれば、我々にも劇的な変化をもたらしてくれるかもしれません。筆者は若い世代のくせに慢性的に先端機器音痴ですが、情報のアンテナは常にしつかり立てるべきだと思います。

う第五版の淡々とした記述（原書一七八段、八八頁）は、科学的な是非はともかく、読み手に治山造林用途を想起させない。

(13) 萩野『前掲書』、一五二～一五三頁。

(14) 社会科学・社会思想の分野で重要な一例を挙げておこう。『...ミルが主張しようとした「自由」の性格は、明治初年の日本では、理解できなかつた。すなわち、ミルが個人の自由をうばうものとしてあげた社会（society）または世論（opinion）の抑圧ということの意味を、訳者中村敬宇（一八二三）～九一。正直ともいう）が理解せず、社会を政府、世論を政府の意見あるいは教化と訳したので、肝心の多数者専制の意味がわからなくなつてしまつたのである』（水田洋「ヨーロッパ近代思想の導入」、歴史学研究会編『近代』を人はどう考えてきたか）東京大学出版会所収、一九九六年、一五〇～一六頁）

(15) 三浦敦「フランス林業における照査法—その歴史と社会的含意」『埼玉大学紀要、教養学部』四〇巻一号、二〇〇四年、一三一～一四三頁。丸山徳次「持続可能性と森林コミュニティ」「哲学」六二号、二〇一一年、一二九～一三七頁

(16) 一例として、叢書と高島得三の関係がある。高島の仏語習得の契機となった生野銀山には、横須賀で作られた機械類が送られている。八四年五月四日にエジンバラに向けて横浜を出港する前に、高島は、叢書に目を通していたであろうか。

（東京大学大学院農学生命科学研究所・准教授）

さて、このような情報処理技術が進歩していくと、ソフトやコンテンツが重要となつてきます。森林林業分野では、GIS等が進歩・普及して団地設定などに威力を發揮できるようになつたり、林内調査に情報端末を持ち込んで地図情報と

して示されてしまふことも多い点をお断りしておきます。

二 計算方法

測システム「FORCAS」試用版を公表しており、HPから誰でも入手できます。このよくな中で、各種計算やシミュレーションがどのような精度を持ち、どのような利用ができるのかということをあらかじめ理解しておくことは、研究者としても利用者としても大事になつてくるだろうと思われます。

本稿では、植栽から伐採搬出までの収支を計算に入れた林業経営算出シミュレーション研究の一例を紹介して雰囲気を感じていただくとともに、例として皆伐型と非皆伐型の施業の得失を考えてみることにします。

ただし、「客観的な数値を示すことで、埋もれた真実を再認識して共有できる」のがシミュレーションの意義の一つです。従つて、その過程で「当たり前の常識のこと」が結果

(一) 計算に当たつて採用した主な仮定
・路網の開設・維持作業を伴う車両系素材生産システム（エンジンソー、グラップル、プロセッサ、フォワーダ）を想定し、それに見合う作業路開設を見込む。生産性は標準功程式を採用。

・山形県のスギ人工林を想定し、林木の成長を「システム収穫表LYCS」（自分で決めた間伐程度などに応じた収穫表を作成してくれる。こちらも森林総研HPより入手可能）により推定。その出力と立地条件などから、造林費用（伐捨間伐まで）、伐出運搬費用、管理費用、原木販売収入をそれぞれ推定。

・収支を、全作業を発注（委託）して経費と見なす森林所有者の立場から考える。
・森林の価値を、将来の収支を前価合計した「現在価値」で表す（割引率、つまり利率を適宜想定）。なお、現在の森林状態を裸地あるいは四〇年生林と想定。「裸地」想定は、再造林をするかどうかの判断材料と言える。

・そのような現在価値が最も高くなるような利用間伐・主伐

タイミングを五〇～一一〇年生の間から選ぶ。
・材価や生産性は今後も変わらないと仮定（変化を組み込むことも可能）。

細かい各項目の設定値は、現地調査の値や全国標準値を用いています。ただ、このモデル自体は、検討したい林業経営を取り巻く各種条件（例えば想定できる出荷先の材価や、その林分の地位、賃金や作業道の単価など伐出費算出上の様々な値、補助率など）を自由に決められるようにしておらず、各現場に合つた予測、政策変化に対応した予測ができるようにしています。

(二) 検討項目

「皆伐型と非皆伐型の施業方針の得失」を示します。皆伐型として、最も有利な伐期を選び再造林も行う持続的な最適伐期方針・六〇年伐期の普通伐期方針（参考）・再造林放棄方針（参考）。伐期は最適伐期）の結果を示します。また、非皆伐型方針は、「皆伐を行う代わりに、主伐として四〇%の抜き伐り（全層間伐）をし、針広混交化させて生産を終了する」と定義し、混交化方針と呼ぶこととしました。これは現行の長期育成循環施業（高齢級誘導伐）を念頭に置いたものです。

以上の設定により、「利用間伐〇回、五〇年生で皆伐」という（比較的）短伐期の皆伐施業や、「利用間伐（最大三回）

三 計算結果

まず、想定した条件の概要を見るため、地位中位、区画面積の大きさは二haといった伐出条件に比較的恵まれた「標準条件」の森林区画において推計された、四つの方針の収入・支出を単純に足しあげたものを比較してみます（図1）。

造林費はかなり高いですが、六八%の補助を受けるため収支の面での影響は比較的小さいです。

六〇年を伐期とする普通伐期方針では利益は少なく、利益のかなりを再造林費等の経費に取られる一方、一一〇年という計算上最長の伐期での皆伐では原木販売収入が伐出費を大きく上回る想定結果です。これは、大径材化・一伐区の出材量増加による伐出費低減と長伐期時の若干の価格プレミアムによるもので、割引率（利率）を考えないならば長伐期を採用すべきという結果です。もつとも一般に、伐期の多少の違いはあまり大きな違いをもたらさないようです。再造林放棄方針・混交化方針では再造林が不要で、主伐後の管理費も放棄するため、支出はさらに小さくなっています。

次に、現行の山形県の標準的間伐補助体系（六〇年生までの利用間伐に一三八、八六四円／haを助成）のもとで、一、

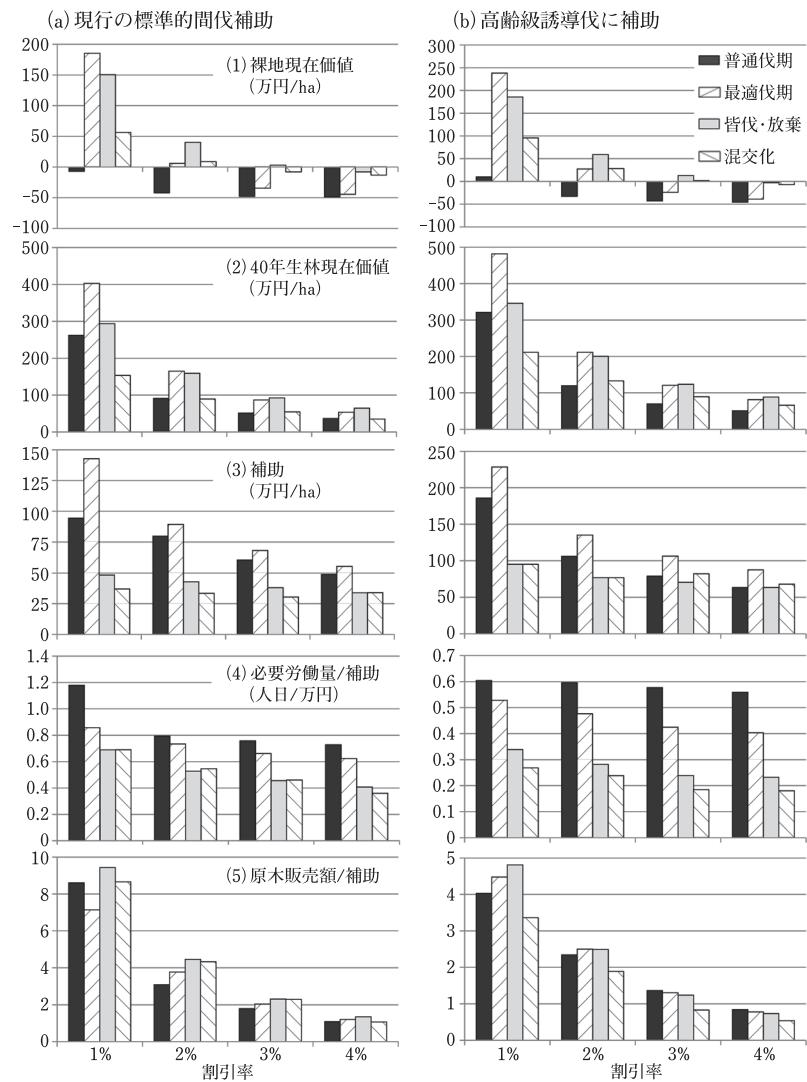
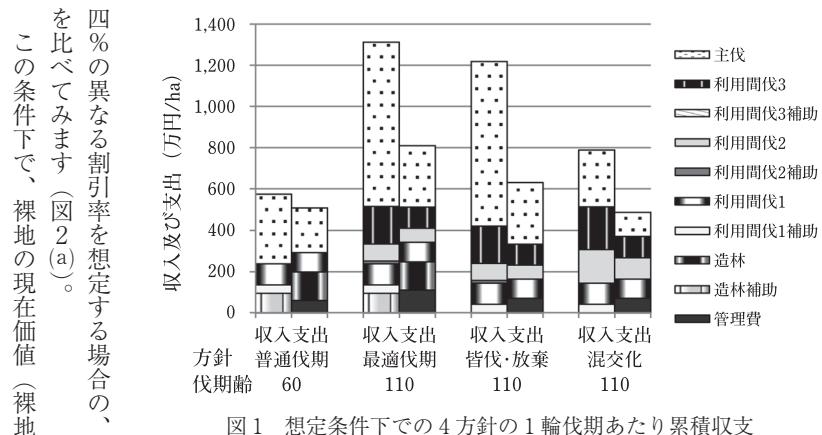


図2 想定条件下での4方針の収益性など試算値

(注) 主な条件は図1と同様である。

現行間伐補助: 138,864円/ha 高齢級誘導伐補助: 314,216円/ha

補助、必要労働量、原木販売額については、現在40年生の林を想定して、収支と同様に割引率を用いて現在時点に換算した。



四%の異なる割引率を想定する場合の、四方針の収益性などを比べてみます（図2(a)）。

この条件下で、裸地の現在価値（裸地からの収益性）は、

二～三%以上の割引率を想定するとマイナスとなっています。すなわち、再造林に残念ながらメリットがないことを意味します。一方、四〇年生林の現在価値は、例えば最適伐期方針・割引率一%ではhaあたり四〇三万円となっており、どの割引率、どの方針でもプラスとなっています。現在の立木 자체には収益力・経済的価値がある（そういう条件の林を対象にしている）ということです。

方針間の比較を行うと、四〇年生林の現在価値については、混交化方針は最適伐期方針（皆伐再造林）や再造林放棄方針に及ばない結果となりました。普通伐期方針では、全体的に低い現在価値でした。

このように、「皆伐→再造林放棄方針が最も有利だが、多少無理して再造林をするとしても皆伐するほうが非皆伐型方針より有利」という結果となりました。このような結論となる主な原因是、同じ主伐でも抜き伐りでは十分な収穫量が確保しにくく、道の開設維持費や重機の費用を含めた材積あたり伐出費が高くついてしまうことです。同様の理由で、軽度の利用間伐を何度も繰り返すことも高コストが懸念されます。なお、ロット不足を受け、より小規模な素材生産システムに変更して路網コスト等を抑えて、本研究の素材生産システムの好条件時の生産性には及ばないと考えられます。

次に、利用間伐補助を高齢級誘導伐（九〇年生までの利用

(注) 主な想定条件は以下の通りである。

地位: 2 (中位) 材価: 2009年時点 (柱材13,000円/m³合板材8,000円/m³等)

作業道単価: 1,500円/m 伐出功程: 標準功程平均集材距離: 200m 区画面積: 2ha

造林補助率: 68% 年間管理費: 10,000円/ha 現行間伐補助: 138,864円/ha

間伐に三一四、二二六円／haを助成)に変更した場合の結果を示します(図2(b))。この場合も、四方針間の収益性(裸地から、四〇年生から)の順位はほとんど変わらず、やはり混文化方針は最適伐期方針や再造林放棄方針に及びませんでした。

もつとも、混文化方針の収益性を後押しするため、「非皆伐の場合のみ高齢級誘導伐補助を認める」とすると、ようやく混文化方針の四〇年生林現在価値が最適伐期方針や再造林放棄方針を上回ってきます。

このように収益性のよくない混文化方針Ⅱ(非皆伐方針)にも、再造林を要さないため「必要な補助額が少なくて済む」という特徴はあります。割引率によって異なりますが、標準的間伐補助体系では最適伐期方針の半分程度で済みます(図2(3))。混文化方針では補助額あたりの必要労働量も比較的小さく(雇用創出効果が小さいとも言えます)、一方で生み出す原木販売額もそう多くありません(図2(4)・(5))。しかし、高齢級誘導伐補助を認めると、混文化方針であっても補助額が結局大きくなってしまい、補助額あたりの必要労働量や原木販売額はさらに小さくなります。補助の効率性という面からは、あまり好ましくない結果と言えそうです。

四 解釈上の注意

このように、結果に多数の注釈がついてしまうのが林業の難しいところだと思います。そして実際、森林林業の置かれている条件は地域ごとに千差万別であり、谷ひとつ越えれば変わってしまうものです。また、扱う人が変われば生産性なども大きく変わります。だからこそ林業においては、一律に考えすぎず、状況状況に応じて検討を繰り返す姿勢が重要なのだと考えます。本稿で用いたようなシミュレーターは様々な状況を設定可能なわけですから、冒頭に述べたように安心ノートPCでも何でも使って気軽に実行できるようにし、一人一人の思考を整理するのに研究分野が役立つていかねばならないと考えます。

同様に、たとえば材価変動やバイオマス利用の進展といった変化によってどう対処を変えるべきかといった検討も、このようなシミュレーションの得意分野です。

五 考察—今後の森林管理に向けて—

林業において、普遍的にうなずいていただけることを以下に列举し、それと前記の結果から、今後の森林管理方針について考察したいと思います。

- ・木材生産量の増加を目指す
- ・路網開設を促進する
- ・国・地方の財源は厳しく、補助総額の増加は期待できない

この結果は「標準的な条件の森林区画」における結果でした。しかし、条件が異なれば当然、異なる結論が導き出されることができます。詳細は別の機会に改めて示したいと思いますが、たとえば以下の条件が当てはまるならば、結論が異なってきます。

- ・施業集約化が成功し、数十haといった大きな森林区画として伐出作業を行うことができる。あるいは、緩傾斜地などで路網のコストが非常に安い。
- ・どうせ混文化するなら、主伐として全層抜き伐りではなく良木を選び、伐採率も高くする。
- ・非皆伐でも混文化せず、さらに長く抜き伐りを続ける。その際、抜き伐りの高コストを跳ね返せるような高価格な良質材が生産できる。
- ・一〇〇年生を超えるような林の抜き伐りにも補助を出す。
- ・ha一〇〇万円といった膨大なシカ食害対策費用が必要な地域である(全額補助が出るなら計算上、所有者に影響はありませんが)。
- ・災害可能性が高い(森林保険の保険料は管理費として計上してあります)。
- ・また、収入タイミングを先に延ばすとともに所有者が厭わないことが前提です。実際は、一概にそうとは言えないでしょう。

・再造林や素材生産を素早く増加させるには、現状ではマンパワー不足な地域も多い

- ・作業の容易さとロット確保の両面から、皆伐は間伐や抜き伐りより生産性がよい。従って、素材生産業者が皆伐から間伐にシフトすると、木材生産量は減少する
- ・施業集約化、団地化によつて、数十haといった大ロットの利用間伐を可能にする取組が必死に行われている一方で、同時に利用間伐を行える林が周辺に少ないような人工林、道の開設が困難な奥地林も多数存在する。個人で独自の管理をしたい人もいる

以上の点から考えると、少なくとも立地や林分条件に恵まれない人工林資源については、木材生産の増強という国全体の目標にとつても、皆伐が許されないとなると大きなマイナス材料となるでしょう。そのような背景があるから皆伐が現に行われるとも言えるわけで、皆伐とうまく折り合う森林管理が必要と思われます。

なお、皆伐再造林においてはマンパワー不足の解決が必要ですが、現在行われている初期成長のよい品種やコンテナ苗技術の開発などの造林技術革新も待たれます。

三木(二〇一)は、世界が人工林林業にシフトしつつある中で、皆伐再造林放棄・抜き伐りに依存した日本の木材生産が「天然林(採取的林業)と同じような役割を演じてい

る」と表現しています。「採取的」とは、原生林をひたすら消費するイメージです。今回の計算も、造林を前提とする裸地の現在価値（土地期望価）がマイナスだが森林の現在価値がプラスであるという「資源の清算、再造林放棄適地」となる条件が広範に存在することを示しており、林業の厳しい現状と一致するものです。しかもその時は皆伐再造林放棄が、補助総額の抑制・造林マンパワー不足・木材生産増強という条件・目標によく合致してしまうのです。とはいっても、皆伐再造林放棄が世論・社会の要請に適合しないのも明白で、政府からも無秩序な伐採への懸念が示されています。

したがって、立地などが不利な人工林、長伐期に移行しても成長が望めないような間伐連れ林では、皆伐再造林してリセットしたり、収益的に不利な非皆伐施業を無理して続けるより、災害防止の処置（天然更新促進、筋工、保残帯など）を完全に施すことを前提とする主伐・非生産林化方針を認めることが、むしろ自然なのではないかと感じます。林業の先輩方に失礼な言い方ですが、過剰な人工林の転換は、花粉症対策の決め手でもあります。もつとも、比較的有利な立地では再造林を選択してもらいための慎重な制度設計も不可欠です。

非皆伐施業には、裸地化回避という環境面の大きなメリットがあります（高密路網を敷設する際の技術向上や環境配慮が前提ですが）。従って、収益的に不利な非皆伐施業を補助

する条件が広範に存在することを示しており、林業の厳しい現状と一致するものです。しかもその時は皆伐再造林放棄が、補助総額の抑制・造林マンパワー不足・木材生産増強という条件・目標によく合致してしまうのです。とはいっても、皆伐再造林放棄が世論・社会の要請に適合しないのも明白で、政府からも無秩序な伐採への懸念が示されています。

したがって、立地などが不利な人工林、長伐期に移行しても成長が望めないような間伐連れ林では、皆伐再造林してリセットしたり、収益的に不利な非皆伐施業を無理して続けるより、災害防止の処置（天然更新促進、筋工、保残帯など）を完全に施すことを前提とする主伐・非生産林化方針を認めることが、むしろ自然なのではないかと感じます。林業の先輩方に失礼な言い方ですが、過剰な人工林の転換は、花粉症対策の決め手でもあります。もつとも、比較的有利な立地では再造林を選択してもらいための慎重な制度設計も不可欠です。

非皆伐施業には、裸地化回避という環境面の大きなメリッ

トがあります（高密路網を敷設する際の技術向上や環境配慮が前提ですが）。従って、収益的に不利な非皆伐施業を補助等を通じて政策的に推進するということは、私たち国民が環境保全の対価を支払うことを意味します。このことも含め、森林の望ましい姿について、コンセンサスを形成する努力が必要だと思います。

苦しい林業情勢を脱して希望のある林業を取り戻すにはあらゆる工夫が必要なことはもちろんですが、大きな方針を誤らないように検証したり、埋もれた改善方策を指摘するため、シミュレーションが今後さらに活躍せねばならないと考えています。その際、結果として出される数字は強いアピール力を持っていますが、信頼性のないものではかえって有害です。計算の制約や限界もよく理解しつつ、見当違いにならないよう慎重を期すことを肝に銘じたいと思います。

参考文献

- 日隈伸也（二〇一〇）林業振興のためのシミュレーション技術－熊本県森連 現場の声を反映させて－、森林技術八三〇（二〇一一年五月号）、一〇一－一三
- 三木敦朗（二〇一〇）林業における資本と土地所有の現段階、林業経済研究五七（二）、一二一－一八
- 森林総合研究所、林業経営収支予測システム（FORCAS）試用版、<http://www2.fbpri.fcr.go.jp/labs/FORCAS/index.html>
- （東京大学大学院農学生命科学研究科・農学特定研究員）

身近な森林資源を炭焼きで活かす —簡単スマヤケールの活用—

石井 いし
哲 さとし

料」に指定されるなど、バイオマス資源として見直される傾向にあり、市民の間でも炭焼きを行いたいという人たちが確実に増えているように思われる。

一般に市民による炭焼きでは、ドラム缶式炭化炉、林試式移動炭化炉、オイル缶窯、伏せ焼き、穴焼きなど簡易な方法多い⁽²⁾。しかし、これらの炭化炉は簡易ではあるものの、運搬・設置、炭化操作、耐久性等に問題があり、炭焼きを数回で断念し、その結果、里山整備も進まないという事例が多くみられた。

いう試みは、森林・林業関係者を始め、多くの人たちにより、随分前から行われてきた。これらの活動は、採算性の問題から地域住民によるボランティアや、企業のメセナ活動等が中心となつておらず、その一環として間伐や下刈りの他、炭焼きも各地で行われている。木炭は、かつては薪と並び家庭燃料の必需品であったが、電気、ガス等の普及により、生産量は著しく減少している。しかし、地球温暖化等の環境問題などにより、木竹炭は、二〇〇八年五月に「特定バイオ燃

二 研究開発の目的

このように、炭焼きにより里山整備をしたいと考えている人たちは多いが、既存の簡易な炭化炉では運搬・設置、操作性等に問題があり里山整備が進まないという状況にあった。そこで、これらの課題を解決した簡易で軽量な炭化炉を開発し、その結果として里山等森林資源の継続的な活用を図ることとした。

三 研究方法

(一) 簡易軽量炭化炉の製作

① 簡易軽量炭化炉の形状

簡易軽量炭化炉の形状として、円柱形型、三角形型、正八角形型、八角亀型、立方体型及び直方体型を試作し、これら炭化炉の製炭時の性能等を検討した。

② 材質及び厚さ

炭化炉の材質は、防錆性、耐熱性、加工性等を考慮し、厚さについては、軽量であることを前提としたため、厚さ○・三mm、○・四mm及び○・五mmについて検討した。

③ 煙道

煙道は、市販のステンレス製円筒の他、運搬・作業性等の改善を図るため、新たな煙道を試作した。試作に際し、煙道の断面積は、市販のステンレス製円筒（直径一〇・六cm）の

断面積八八cm²を基準とし、三角形型、長方形型、正方形型などの形状を検討した。

④ 木竹酢液採取装置

木竹酢液の採取や採取・設置時の操作性の向上を目的に、収納性に優れ、タールの付着による難分解性が生じない外部煙道を試作し、採取能力や組立・分解などの利便性について検討した。

(二) 炭化技術

① 炭化温度

モウソウチクを炭材として、製炭中の炭化温度を、携帯用温度計（理化工業株式会社製・DP-700測定範囲-200°+1320°C）を用い、炭化炉内の五か所及び煙道部（煙道上端部から約一〇cm入った部分）について測定した。

② 収炭率

スギ、ヒノキ、アカマツ等の針葉樹、シラカシ、クリ、ヤマザクラ、ケヤキ等の広葉樹及びモウソウチクの炭材を用い、収炭率を測定した。収炭率は、炭化後の炭の重量を炭化前の炭材の重量で除した値とした。なお、炭材の重量は、気乾状態での重量である。

③ 品質（精煉度）

簡易軽量炭化炉で製炭された炭の精煉度を木炭精煉計（三

陽電機製作所製）により測定した。なお、測定に際し、未炭化炭は除外した。

④ 炭化操作

廃力キ筏竹、マツ、シラカンを製炭し、着火時間、製炭時間を調査するとともに、炭材の大きさによる所要時間の違いを検討した。

四 結果と考察

(一) 簡易軽量炭化炉の製作

① 簡易軽量炭化炉の形状

簡易な炭化炉として、一般にドラム缶式炭化炉や林試式移動炭化炉などが知られているが、これらの炭化炉のうち、円筒形はむらなく製炭できるが、収納・運搬性に劣る。一方、長方形の炉は、円筒形の窓に比べ、作業しづらく温度が隅々にまで行き届かないという欠点がある。^② 今回は分解・収納性を優先し、長方形型の炭化炉を試作したが、当所は、両端部がうまく製炭できないという欠点が見られた。そこで、焚口を広げ、空気が両端に入りやすくしたところ、両端の昇温が円滑になり、これらの問題を解決することができた。

② 材質及び厚さ

厚さ○・三mmのステンレスSUS304を用いた場合、重

量が四～五kg程度と軽量で、耐久性、収炭率とも問題なかつたが、壁面のゆがみや接合部の変形など耐熱性・強度等に問題があつた。厚さ○・五mmの場合、耐久性や強度に問題はないが、重量が約八kgと重く、その割には収炭率も一六%程度と、厚さ○・三mm及び○・四mmの収炭率に比べ格段に良いといふことはなかつた。

厚さ○・四mmの場合、強度、耐久性、重量とも簡易で軽量という目的に合致した炭化炉の製作が可能であつた。一般に炭化炉の材料は、鉄製は木・竹酢液等に弱く腐食性に問題があるが、ステンレス製は高温に弱く変形しやすい。^② これら耐腐食性、耐熱性及び耐久性を総合的に考慮し、材料をステンレスSUS304、厚さ○・四mmとした。

③ 煙道

ドラム缶式炭化炉や林試式移動炭化炉を始め、多くの炭化炉の煙道は、ステンレス製円筒であるが、ステンレス製円筒では体積が高張るため、収納・運搬に問題がある。そこで、煙道本体の小型化及び運搬の利便性を考慮し、長方形型（写真1）のものを本体に溶接することとした。なお、炭材の長さが炭化炉の横幅の半分以下のものが多い場合、操作によつては両端部がうまく昇温しないことがあつたため煙道二つ型を追加した。

④ 木竹酢液採取装置

表 簡単スミヤケール仕様及び価格

2011年2月末現在

区分	煙道1つタイプ			煙道2つタイプ			備考
	簡単 スミヤ ケール	簡単 スミヤ ケール・ ミニ	簡単 スミヤ ケール・ ミニミニ	簡単 スミヤ ケールL	簡単 スミヤ ケールW	簡単 スミヤ ケール・ ミニW	
容量 (ℓ)	200	120	90	660	200	120	100
重量 (kg)	6.78	5.16	4.38	15.40	7.20	5.36	4.86
寸法 (mm) 幅 (内寸) 奥行 高さ	770 539 490	630 448 420	518 434 392	1,141 1,141 504	770 539 490	644 448 413	581 441 392
価格 (円)	24,360	21,525	18,900	33,250	29,900	29,400	28,350

分解・組立式木竹酢液採取装置 価格 12,390円(税込)

製造・販売 株式会社ファインテクノ・タケダ TEL 0866-98-5312

①炭化温度
製炭中の温度は、炭化炉内の場所により大きく異なり、図の事例では、着火三五分後に中部が八一四℃、奥部が八四℃と、七三〇℃の差がみられ、四時間二〇分後の消火時では、奥部が九三九℃、中部が六五七℃となつていて。なお、いず

る測点でも炭化温度は、木炭の基準の最低温度である四〇℃以上となつた。

黒炭窯による炭化では、窯の中の炭材がすっかり炭になつたときが最高の温度

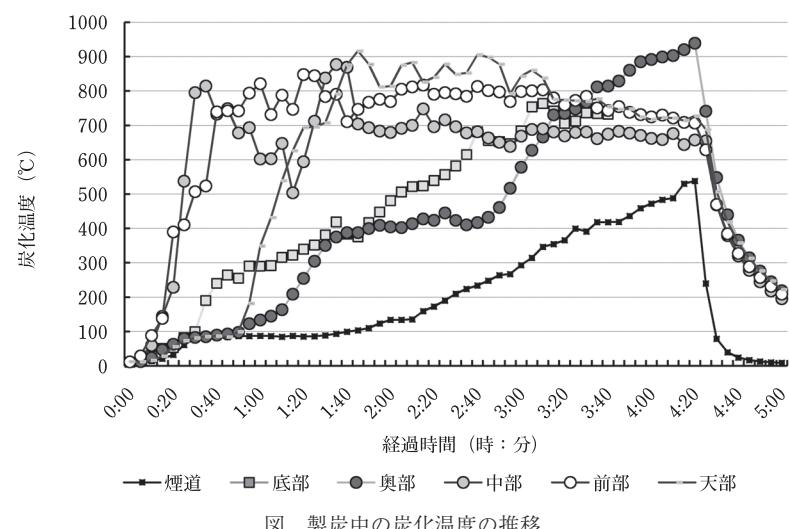


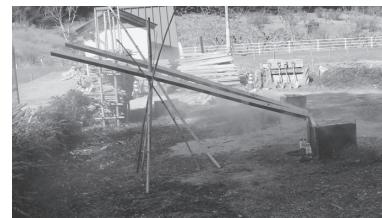
図 製炭中の炭化温度の推移

になるが、窯の中の部分で相違が、井下が最も高く八〇〇℃くらいになる一方で、底部では井下が最も低い四〇〇℃程度、時間にはもつて低いことがある。⁵⁾

当炭化炉は土窯に比べ、はるかに小型の炭化炉である

写真1 簡易軽量炭化炉
(簡単スミヤケール)

上左・同分解時：薄い形状となり収納・運搬に優れる。
上右・(200ℓ型)：ドラム缶式炭化炉と同じ容量
下(660ℓ型)：長さ1mの竹が処理できる。

写真2 分解・組立式木竹酢液採取装置(上)
同分解・収納時(4m分)(下)

一般に木・竹酢液は、市販のステンレス製円筒を、二～三mの長さにつないで採取されている。⁴⁾しかし、円筒形の煙突は煙道と同様、運搬・収納性に劣る他、接合部にタール分が付着し抜けにくくなるという欠点がある。そこで、運搬・収納性の向上及びタール付着防止のため、長手方向に分解できる形状とした(写真2)。

これら本体や煙道に木竹酢液採取装置を含めて試作、検討した結果、炭化炉の仕様及び規格を表のとおりとした。

(二) 炭化技術の開発

普及させることが考えられる。今後は、当炭化炉の普及とともにこれら機器の開発を通じ、より一層の未利用森林資源の活用を図っていきたいと考えている。

しかし、スイッチ一つで操作できる家電製品に比べ、これらの機器は利便性の点で大きく劣る上、本体及び設置費が非常に高価であるという問題がある。では、どうすればそういった人たちにもっと使ってもらえるようになるのだろうか。

一案として薪や木炭を簡単に使えるバイオマス機器を開発し、

四 おわりに

当炭化炉は、里山等の身近な森林資源の活用を目的として開発されたものであるが、これら森林資源は薪やチップなど、活用の余地は残されている。こういった中、二〇一〇年十月に名古屋市でCOP10が開催され、里山は世界に向け発信された。さらに十二月には、その活動を促進するための法律（通称「里地里山法」）が制定され、産業界へも住民参加による発展性のある里山活動を求める意見が出されている。里山整備を環境や資源の観点から社会的にとらえ真剣に取り組む人たちも多く、当研究所にも放置竹林の処理や炭焼きなど、様々な相談が寄せられている。また、地球温暖化・燃焼機器からの化学物質、エネルギー問題等から薪ストーブやペレットストーブを設置する人も増えてきている。



写真4 出炭状況
(設置から5時間54分後)



写真3 組立・設置状況

が、土窯と同様、かなりの温度差が生じていた。また、簡易で軽量な炭化炉であるにも関わらず、土窯と同程度の温度領域に達することも判明した。なお、温度変化や最高温度は、炭材の含水率や太さ、炭化操作等様々な条件により異なった。

② 収炭率

当炭化炉の平均収炭率は、針葉樹が一五%、広葉樹が一七%、モウソウチクが一九%であった。土窯の収炭率は、炭化方法によつて異なるが、気乾で一〇~二〇%前後、林試式移動炭化炉の収炭率は、生材換算で、カシ材等一

精煉度は、炭の品質を規定する一つの項目として定められており、炭の炭化度を示す指標である。当炭化炉から製炭された針・広葉樹の精煉度別の割合は、精煉度〇~四が平均一七%、同じく精煉度五~七が四〇%、同じく精煉度八~九が四三%であり、品質的に問題ない数値であった。

③ 品質（精煉度）

精煉度は、六%、マツ枯損材が一三%、竹材が一二%^⑦、ドラム缶式炭化炉の収炭率は一六%^⑧である。このように炭化方法の違いにより収炭率は異なるが、当炭化炉は、簡易で軽量であるにも関わらず、これら炭化炉と同等の収炭率を得ることができた。

④ 炭化操作（設置から出炭まで約六時間）

二〇〇ℓ型を用いた着火時間及び炭化時間の八回の平均は、五分及び四時間二九分であった。これらは材種、乾燥具合、材の太さなどにより異なるが、乾燥等の条件をそろえれば、素人でも簡単に着火・製炭ができる。特に焚口を広げ細めのよう乾燥した材を用いると着火は早い。その場合、そのままで炭化すると収炭率が下がる他、軽くて柔らかい炭になりがちなので、着火後に焚口や煙道を狭める必要がある。組立が簡単で設置から出炭までを約六時間で完結させることができるため、一日の講習会で簡単に炭焼きを学んでもらえるという利点がある（写真3、4）。

引用文献

- (1) 田中貞行（一九九八）使う作る木炭入門、日刊工業新聞社、六八頁
- (2) 杉浦銀治・鳥羽曙・谷田貝光克監修（二〇〇三）竹炭・竹酢液づくり方生かし方、創森社、九七頁
- (3) 杉浦銀治・広若剛士（二〇〇四）すぐにできるドラム缶炭やき術、創森社
- (4) 池嶋庸元・岸本定吉（一九九九）竹炭・竹酢液のつくり方と使い方農業・生活に竹のパワーを生かす、農山漁村文化協会
- (5) 岸本定吉（一九九八）炭、創森社
- (6) 谷田貝光克監修 木質炭化学会編（二〇〇七）炭・木竹酢液の用語事典、創森社
- (7) 岸本定吉・杉浦銀治（一九八〇）日曜炭やき師入門、総合科学出版、九六頁
- (8) 杉浦銀治・広若剛士・高橋泰子（一九九八）炭焼き教本簡單窯から本格窯まで、創森社、九七頁
- (9) 社団法人全国燃料協会 日本木炭新用途協議会（二〇〇三）木炭の規格
- (10) 香坂玲（二〇一二）愛知・名古屋の生物多様性条約COP10—成果と二〇一二までの課題ー、「山林」、一五二二号

森と人

日本軍の「南方林政要員」派遣 —太平洋戦争下における—

萩野 敏雄

野の敏雄

はじめに

太平洋戦争余話として、書き残しておかなければならぬ重要な林政史の一つとして、本稿で述べる南方占領諸地域への林政要員派遣問題がある。

開戦とともに、国民は各界にわたり総動員されることとなつたが、ここで述べるのは『影の出征』とでも言うべきもので、戦争遂行に一定の役割を果たした民間人の事柄である。そのなかには、地元で人材が充足できない

表1 陸海軍別の占領地統治方式

統治方式		地 区
陸軍主担任地区	間接統治	ビルマ
	直接統治	マライ地区 北ボルネオ スマトラ地区 ジャワ地区
海軍主担任地区	間接統治	南ボルネオ ニューギニア

萩野敏雄『日本軍政と南方占領地林政』(1~170頁)より作成。

二区分し、主担任地区制をした。すなわち、農林省山林局林政課長名による電文である。占領地の軍政主体が二つとなり、いわば占領地が二分割された。(2)陸軍は林政の沿革において、地区ごとに直接統治ないし間接統治とし、統治方式が異なつた。なお、それらのなかで、沿革からして特殊な北ボルネオ地区は政府機構をおかず、日本の特命企業がそれを担つた。(3)海軍は、ボルネオ島とニューギニアを担当し、すべて間接統治方式であった。以上のような基本的な仕組みのもとで、主題である山林局が南方林政要員を送り込むこととなる。その全容を示す資料は発見できなかつたが、ほぼそれにちかい資料が、大日本シベリア出兵、中国大陸占領などのはあいと異なり、旧宗主国（アメリカ・イギリス・オランダ）が多様であるうえ、日本軍の通弊である陸海両軍の対立や占領地における民度の地域的差異などがあつたことから、占領形態

は表1に示すよくな、多様なものとなる。特色をあげると、①全占領地を陸海軍別に

品港を出港する。だが同船は五月八日に、九月・五島列島沖においてアメリカ軍潜水艦に

沈没した。だが、以上の事情から小生は練上

卒業となり、八月上旬に離台した。幸いに航

行は安全で、基隆・門司間の満一日間の船旅

（推測）も含まれていた。太平洋戦争は、広大な南方占領地域における林政・林業をも巻きこんだ、まさに総力戦であつたが、その窓口は農林省山林局が担当した。その結果、多くの営林局署職員が南方各地に送りこまれることとなる。それは、次のような必要上からであつた。

天然諸資源獲得を最大目的として開始した当初の戦争は成功したが、緒戦の勝利に酔う間もなく、次に必要であったことは、石油を

はじめとする諸資源確保のため、南方要員派遣問題であった。

それは陸海軍により実行されたが、その開始時期においては、すでに戦局は変わっていた。その最初の犠牲は、陸軍主担任地区へ向かう技術者を乗せた、日本郵船・大洋丸（一萬四、四五八t）であった。昭和十七年五月六日に、総数一、三六〇名を乗せ、広島県宇

州・五島列島沖においてアメリカ軍潜水艦に撃沈される（拙著『日本軍政と南方占領地林政』三八〇四〇頁参照）。そして、さらに八月五日には、ブラジル丸（大阪商船）が撃沈されれる。私事にわたるが、その当時の筆者は、台北帝大農林専門部三年生（九月卒業予定）で、九月下旬における北大農学部受験の予定であった。だが、以上の事情から小生は練上卒業となり、八月上旬に離台した。幸いに航行は安全で、基隆・門司間の満一日間の船旅を終えた。

表3 林学出身者の南方要員一覧

陸・海軍別	年月	人数	派遣先
陸軍要員	昭和18年4月	11	陸軍司政官
	昭和18年6月	10	〃
	昭和18年9月	2	〃
	昭和19年3~4月	4	〃
	昭和19年1~6月	17	現地営林署長
	昭和19年	17	陸軍技師
	昭和19年	13	現地自給部隊
	昭和19年	4	陸軍司政官
	昭和19年6月 計	11 89	〃
海軍要員	昭和18年2月	2	ニューブリテン
	昭和18年2~3月	5	ニューギニア（司政官・書記）
	昭和18年2月	17	ニューギニア（うち2名は筆生）
	昭和18年2月	2	ニューブリテン
	昭和18年2~3月	5	ニューギニア（司政官・書記）
	昭和18年3月	7	ボルネオ、セレベス、マカッサル
	昭和18年6月	2	(筆生) グアム島
	昭和18年8月	7	ボルネオ、セレベス、マカッサル
	昭和18年9~12月	10	ニューブリテン、ガタルカナル、ボルネオ、アンダマン
	合 計	57	
合 計		143	

1) 山林局書類綴「南方要員履歴書」より。

2) 県庁職員を含む山林局人事のみ。

3) 筆生とはタイピスト（女性）と思われる。

終わりに

尾丑麿が、著書『林政五十年』（三九八~四〇〇頁）で明らかにしている。あわせて参考にされたい。

旧宗主国林政のあとをみよう。
もつとも充実しているのは、イギリスの
とつた、ビルマにおけるチーク林政、次はオ
ランダがジャワ島とつた、チーク造林政策
であろう。なお、世界的に有名な、同島にお
けるボイテンゾルグ植物園の設置は、特筆に
値しよう。
機会があれば、ぜひ訪れたいものである。
だが、残念ながら老齢の身となつた。

(元大日本山林会常務理事)

表2 山林局発令の南方要員

	発令時期	人数	任務・勤務地
陸軍	昭和17年12~18年3月	36	地方行政・農林試験場、うち1名は民間団体（日本社）
	?	24	?
	昭和18年2月	8	?
	昭和18年3月	3	敵産処理（ビルマ・ボルネオ）
	昭和18年4月	11	
	昭和18年6月	10	
	昭和18年9月	2	
	昭和19年1月	17	陸軍技師
	〃	13	現地自給部隊
	〃	4	陸軍司令官
	昭和19年3~4月	6	
	昭和19年5月	7	
	昭和19年5~6月	15	現地の営林署長
	計	24	地方行政・農林試験場、うち1名は民間団体（日本社）
		180	
	昭和18年2月	17	ニューギニア（うち2名は女性）
	〃	2	ニューブリテン島
	昭和18年2~3月	5	ニューギニア（司令官・書記）
海軍	昭和18年3月	7	ボルネオ・セレベス・マカッサル
	昭和18年3~5月	16	
	昭和18年6月	2	グアム島（筆生）
	昭和18年7月、9月	5	マカッサル
	昭和18年9~12月	16	ニューブリテン、マカッサル、ボルネオ、アンダマン
	計	70	
		250	

1) 山林局書類綴「南方要員履歴書」より作成。

2) 県庁職員を含む。

れなかつたためと思われるが、それらのうちの1名は、日本木材統制KKの社員であった。なお、表中にある「敵産処理」とは、イギリス軍の残した木材（南洋材・チーク材）のことである。

表のうち、林学出身者のみをとりだしたもののが表3のようであるが、総数一四三名である。それらのうち、とりわけ海軍占領地は、ガタルカナル島をはじめとして激戦地が多く、心が痛む。

なお、山林局人事とは関係ないが、世界的に有名なインドネシア（ジャワ島）のボイテンゾルグ植物園長として、東大林学科教授であった三浦伊八郎教授が、陸軍司政長官（陸軍中将待遇）として赴任した。また表のほかに、「敵産処理」という名目のもとに派遣された人もあるようである。

以上の方々のうち、官等級、卒業年次、林学出身校、官名、所属等の明らかな南方派遣者については、当時の人事を支配していた早

欧洲林業演義（4）

森林経営のやり方をめぐる論争

堀 靖人^{やすひと}

林業の収益性を見る場合には、日本では造林の利回りでみるのが一般的である。裸地に植林し、保育後、皆伐した場合の内部収益率がどのくらいになるかといった考え方である。

一方ドイツでは、筆者の寡聞によるのかも知れぬが、造林利回りをとやかく問題にすることはあまりないような気がする。むしろ、森林経営状況を把握するための統計データをみると、毎年森林に投じた費用と森林から得られた収入が把握されている。つまりこの方法では、毎年度の収支のバランスが重要となる。

この単年度収支を把握する方法では、森林の構成要素である個々の林分で、植栽から現在までどのくらい費用がかかり、伐採するとどのくらいの利回りになるのかといったことは問題ではない。現在ある森林（個々の林分の集合体）から毎年いくらの伐採収入や副収入が得られて、その森林を持続的に維持していくためにいくら費用を投じられたかが問題

となる。つまり、裸地から出発するのではなく、すでに森林ができた状態を前提にしているわけである。

林学を学んだ人たちは、これに似た話を想起すると思う。「純収益論争」と呼ばれる十九世紀のドイツでの論争である。^{(1), (2)} 森林をいかに経営すべきかという、森林純収益説と土地純収益説との二つの異なる考え方による論争であった。

中世末からヨーロッパでは経済合理主義的な考えがプロテスタンティズムの普及と共に広まった。産業革命にはじまる経済発展により、深刻化する資材不足は林業の資本主義化を強く推進した。⁽²⁾ こうした時代背景の下で、林業経営にはじめて収益の考え方が導入された。それがボルクグレーヴェの森林純収益説であった。ハルティッヒやコッタなどのそれまでの古典的な保続主義にもとづく森林経営に、利潤の追求という考えをもたらした。⁽²⁾

森林純収益説は、収入から支出を差し引い

土地純収益説では、森林が保続経営の体制にあるか否かには無関係であり、個別の林分を前提にしている。その点ではより普遍的な考え方であるといえるのかもしれない。

この考え方では、輪伐期は利子率に大きく左右され、利子率が恣意的に決められる傾向にあるようだ。つまり、収穫を急ぎたい場合には、利子率を高く設定することで輪伐期を短くすることができるためである。また、林業は初期の投資が大きく、収穫までに長期を要するため、利子率を考慮する土地純収益説では、利子率を考慮しない森林純収益説よりも輪伐期は確実に短くなる。

ドイツでは、純収益論争において土地純収益説を支持したザクセン国有林、森林純収益説を支持したブロイセン、バイエルン国有林と二分化された。ザクセン国有林が土地純収益説にしたがった背景は、急速に工業化が進

⁽¹⁾ 赤尾健一（一九九三）森林経済分析の基礎
⁽²⁾ 鈴木太七（一九七九）森林経理学、朝倉書店
⁽³⁾ カール・ハーゼル（山縣光晶訳）森が語るドイツの歴史、筑地書房
⁽⁴⁾ 南雲秀次郎・岡和夫（一〇〇二）森林経理学、森林計画学会出版局
⁽⁵⁾ 井上由扶（一九七四）森林経理学、地球社
⁽⁶⁾ 田中和博（一九九六）森林計画学入門、森林計画学会出版局

なるように經營しなくてはならないという説で、グスタフ・ハイエル、プレスラーにより提唱された。林業は生産費を投入してから収益をあげるまでに数十年の期間を要する。その間の利子を考慮に入れていない森林純収益説を不十分とし、土地純収益説がでてきた。

用材の生産が必要となり、これまでの萌芽更

シリーズ 森ときのこ

(4)

福島原子力発電所事故による きのこ生産への影響

関せき 谷や 敦あつし

(一) きのこの放射能量、出荷制限
きのこの放射性物質の調査は、三月二十三日から始まり、表1のとおりである。福島県の原本シイタケ（露地）は一六六件中三三件が暫定規制値を超えた（表2）。これ以外は暫定規制値以下である。

はじめに

今年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震および直後の津波により福島第一原子力発電所の原子炉が破損し、原子炉内の放射能が外部に放出された。放射性物質の推定放

出量は放射性ヨウ素換算で六三万テラベクレル（四月十二日政府発表）であった。

三月十七日、厚生労働省は食品の暫定規制値を設定し、この値を超える食品の流通の禁止を指示した。きのこを含む野菜類の暫定規

制値は放射性ヨウ素 $1,000 \text{ Bq/kg}$ 、放射性セシウム 500 Bq/kg 、ウラン 100 Bq/kg 、プルトニウムおよび超ウラン元素のアルファ核種 10 Bq/kg である。三月二十一日、政府は福島、栃木、群馬および茨城県産のホ

ウレンソウおよびかき菜、福島県産の原乳の放射性物質が暫定規制値を超えたことに伴い、これらについて出荷制限の指示をした。この時点では県単位であったが、四月四日以降市町村単位の出荷制限に変更した。

（半径 20 km 圏内除く）であった。

一方、出荷制限の解除は、四月二十五日いわき市、五月十六日田村市（半径 20 km 圏内除く）および新地町、五月二十三日川内村（半径 20 km 圏内除く）であった。

出荷制限の解除ルールは、次のとおりである。まず、県は、集荷実態等を踏まえ、県内

表1 きのこ類の県別放射能分析数

	山形	宮城	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	長野	合計
シイタケ		6	166	11	18	10	2	8	2	6	3	7	239
エノキタケ			5										5
ブナシメジ							1						1
マイタケ				7			1						8
エリンギ				3			1						4
ナメコ	2		9			1							12
マッシュルーム			1										1
合計	2	6	191	11	18	14	2	8	2	6	3	7	270

出典：厚生労働省

焼却は望ましくなく、
きのこ及び
野菜類を解
除する。野
菜等の廃棄
方法は、す
きこみ及び
明書を要求、
放射能基準適合証明書を要求、それ以外の県

表2 福島県産シイタケの放射能分析結果

栽培方法別	露地、施設別	規制値以下	規制値超	合計
原木栽培	露地 施設	60 3	25 0	85 3
菌床栽培	施設	5	0	5
不明	露地 施設	23 42	8 0	31 42
合計		133	33	166

出典：厚生労働省

一箇所に集められて保管する。
保管物の処分方法は、協議中で未定である。
(二) 輸出への影響
現在、日本から輸出する際、ある。

一方、輸入食品は、一九八六年旧ソ連のチエルノブリ原子力発電所の事故により、同年厚生労働省が $134 \text{ Cs}, 137 \text{ Cs}$ の合計値で 370 Bq/kg を超える食品について輸入禁止措置とした。ヨーロッパ地域のきのこに関して、全ロットの検査命令を指示し、現在まで続いている。最近の違反事例は、二〇〇四年四月十三日九年スウェーデンのマツタケで一件（四九六）、アンズタケで二件（七七七、五四三）が

検査強化等を実施している。例えば、中国は一二都県（福島、群馬、栃木、茨城、宮城、山形、新潟、長野、山梨、埼玉、東京及び千葉県）の食品・飼料の輸入停止、それ以外の県は、①放射能基準適合証明書及び、②产地証明書を要求、EUは一二都県の食品・飼料の野生きのことを根柢性きのこと腐朽性きのこに区別し、 137 Cs 濃度を比較した結果、菌

根性きのこの平均濃度は $109 \text{ Bq}/\text{kg}$ 生、腐朽性きのこの濃度は $105 \text{ Bq}/\text{kg}$ で、菌根性きのこの方が高い濃度であった。⁽⁵⁾

九三年～九四年に日本の市販食用きのこを収集し、 ^{137}Cs を測定した結果、マツタケ、シイタケ、ナメコ、マイタケ、エノキタケ、ヒラタケ、ブナシメジ、マッシュルームの幾何平均濃度はそれぞれ $8.96 \text{ Bq}/\text{kg}$ 生、 $8.33 \text{ Bq}/\text{kg}$ 生、 $1.96 \text{ Bq}/\text{kg}$ 生、 $1.94 \text{ Bq}/\text{kg}$ 生、 $1.08 \text{ Bq}/\text{kg}$ 生、 $0.88 \text{ Bq}/\text{kg}$ 生、 $0.88 \text{ Bq}/\text{kg}$ 生であった。⁽⁶⁾シイタケは、原本栽培の方が菌床栽培より高い値であった。露地と施設の区別はしていない。

農産物で、土壤から作物への移行係数が議論の一つとなっている。例えば、ある土壤のセシウム濃度が五千で、移行係数が 0.1 とすると、作物のセシウム濃度は五百となる。暫定規制値は五百を超えない値であることより、理論的には五千を超えない土壤であれば、作付けが可能となる。ただ、作物、土壤の種類により移行係数は異なり、より詳細な分析

が必要である。きのこの移行係数に関して、 $100/111$ 年・ \circ 四年菌床およびきのこを購入し調査された。⁽⁷⁾その結果、シイタケ、エノキタケ、ブナシメジ、マイタケ、エリンギ、ナメコ、ヒラタケそれぞれの幾何平均の移行係数は 0.111 、 0.11 、 0.19 、 0.4 、 0.18 、 0.24 、 0.15 であった。

移行係数の算出は生子実体のセシウム濃度を乾燥培地のセシウム濃度で除した値である。

ヒラタケ培地に 137Cs と安定 Cs を湿重でともに一千 Bq/kg （乾重で二千五百）に調製し、栽培を行った結果、子実体の 137Cs 濃度は $1,300 \pm 218 \text{ Bq}/\text{kg}$ 生重であり、移行係数は 0.52 であった。⁽⁵⁾

二〇〇八年、ブルガリアで、コナラ属（*Quercus petrae*）の立木の部位別の 137Cs 濃度の調査を行った結果、樹皮 \times 直径 1cm 未満の枝 \vee 葉 \vee 三 cm を超える枝 \vee 木材の順であつた。⁽⁸⁾師部は樹木の高さに関係なく濃度はほぼ一定、樹皮は樹高 $1\text{m} \sim 3\text{m}$ が一番高かつた。

林野庁は、補正予算で安全な「きのこ原木」の安定供給対策事業（調査事業）を行う予定で、内容はきのこ原本への放射性物質の影響について調査し、安全な「きのこ原本」み量の約五%の約二七、六〇〇 m^3 に達する。今回の事故を踏まえ、今後、福島県以外から原本の調達が可能かの聞き取り調査を行つたところ、福島県から入手せざるをえない状況であることがわかった。その理由は、福島県以外の県でも原本林は存在するが伐採者がいなく原本を確保できないためである。

二 対応策

林野庁は、補正予算で安全な「きのこ原本」の安定供給対策事業（調査事業）を行う予定で、内容はきのこ原本への放射性物質の影響について調査し、安全な「きのこ原本」等の安定供給方策である。

例年きのこの生産者は八、九月に原本の購入十日現在に基づく。

セシウム濃度が五千で、移行係数が 0.1 とすると、作物のセシウム濃度は五百となる。暫定規制値は五百を超えない値であることより、理論的には五千を超えない土壤であれば、作付けが可能となる。ただ、作物、土壤の種類により移行係数は異なり、より詳細な分析

が必要である。きのこの移行係数に関して、 $100/111$ 年・ \circ 四年菌床およびきのこを購入し調査された。⁽⁷⁾その結果、シイタケ、エノキタケ、ブナシメジ、マイタケ、エリンギ、ナメコ、ヒラタケそれぞれの幾何平均の移行係数は 0.111 、 0.11 、 0.19 、 0.4 、 0.18 、 0.24 、 0.15 であった。

移行係数の算出は生子実体のセシウム濃度を乾燥培地のセシウム濃度で除した値である。

ヒラタケ培地に 137Cs と安定 Cs を湿重でともに一千 Bq/kg （乾重で二千五百）に調製し、栽培を行った結果、子実体の 137Cs 濃度は $1,300 \pm 218 \text{ Bq}/\text{kg}$ 生重であり、移行係数は 0.52 であった。

二〇〇八年、ブルガリアで、コナラ属（*Quercus petrae*）の立木の部位別の 137Cs 濃度の調査を行った結果、樹皮 \times 直径 1cm 未満の枝 \vee 葉 \vee 三 cm を超える枝 \vee 木材の順であつた。⁽⁸⁾師部は樹木の高さに関係なく濃度はほぼ一定、樹皮は樹高 $1\text{m} \sim 3\text{m}$ が一番高かつた。

林野庁は、補正予算で安全な「きのこ原本」の安定供給対策事業（調査事業）を行う予定で、内容はきのこ原本への放射性物質の影響について調査し、安全な「きのこ原本」等の安定供給方策である。

例年きのこの生産者は八、九月に原本の購入十日現在に基づく。

表 3 福島県からの購入材積、伏込量に対する購入材積の割合

都道府県	購入材積 (m^3)	比率 (%)	都道府県	購入材積 (m^3)	比率 (%)
北海道	22	1	長野	146	4
宮城	585	12	岐阜	786	25
山形	120	10	静岡	344	2
茨城	8,846	38	愛知	1,298	44
栃木	1,382	9	三重	569	7
群馬	1,785	10	滋賀	317	19
埼玉	362	13	京都	162	5
東京	4,359	47	大阪	512	16
神奈川	793	48	兵庫	170	32
新潟	928	76	奈良	600	5
富山	1,518	26	和歌山	589	32
石川	305	51	鳥取	208	5
福井	640	25		合計	27,564
	218	27			5

注：合計の割合＝福島県からの購入材積/全国伏込量×100

出典：林野庁

先を考えることを考慮し、八月に原本のサンプリンティング調査の結果を中間報告書、来年三月最終報告書を公表する予定である。

三 今後の対応

野生きのこ、とりわけ菌根性きのこは放射能濃度が高い。福島は野生きのこを摂取する習慣があるが、販売や摂取しないことが望ま

- (1) 首相官邸ホームページ
- (2) 厚生労働省ホームページ
- (3) 農林水産省ホームページ
- (4) Yoshida S., Muramatsu Y. & Ogawa, M. (1994) Radioesium concentrations in mushrooms collected in Japan. Journal of Environmental Radioactivity 22 (2) : 141-154
- (5) Zhiyanski, M., Sokolovska, M., Bech, J., Clouvas, A., Penev, I. & Badulin, V. (2010) Cesium-137 contamination of oak (*Quercus petrae* Liebl.) from sub-mediterranean zone in South Bulgaria. Journal of Environmental Radioactivity 101 (10) : 864-888
- (6) Ban-Nai T., Muramatsu Y. & Yoshida S. (2004) Concentrations of ^{137}Cs and ^{40}K in Mushrooms Consumed in Japan and Radiation Dose as a Result of Their Dietary. In: *Take Journal of Radiation Research* 45 (2) : 325-332
- (7) 三宅定明、日笠司、浦辺研一、原口雅人、大村外志隆 (1100人) 栽培キノコおよび培地中における放射性セシウム濃度. *Radioisotopes* 57 (12) : 753-757
- (8) Zhiyanski, M., Sokolovska, M., Bech, J., Clouvas, A., Penev, I. & Badulin, V. (2010) Cesium-137 contamination of oak (*Quercus petrae* Liebl.) from sub-mediterranean zone in South Bulgaria. Journal of Environmental Radioactivity 101 (10) : 864-888
- (9) 林野庁 (1101) 特用林産基礎資料 (森林総合研究所九州支所・チーム長)

日本における割り箸の生産と輸入

立たち
花ばな
敏さとし



本誌一四三六号本欄で、日本における一九七〇年代以降の割り箸輸入の経緯や背景を紐解き、相手国としては東アジアや東南アジアの国々を主体に変遷してきたことを述べた。また、一九九八年から二〇〇三年までのデータを用いて日本の割り箸輸入を概観し、中国のシェアが拡大していることを紹介した。本文では、この後の動きを割り箸の国内生産とも関連付けて見ていただきたい。

割り箸の国内生産量と輸入量とを合わせた数量を消費量とおき、二〇〇〇～二〇一〇年の推移を見ていこう（表）。二〇〇〇～二〇〇六年には概ね二五〇億膳を上下する量にあり、前年比で五%の範囲で増減した。だが、輸入

数量の安全性に注目が集まつた二〇〇七年より割り箸消費量は減少に転じ、二〇〇九年にはリーマン・ショックに伴う経済の落ち込みを受けて前年比一五%の減少となり一九三億膳に低下した。二〇一〇年にも同水準の消費量となり、同年十二月一日現在の総人口は一億二、八〇五万人であつたことから、一人が一年に一五・膳の割り箸を消費したことになる。なお、国内総生産は五〇〇兆円超であるが、その増減と割り箸消費量の増減との関連は明確には現れていない。

国内の割り箸生産については、二〇〇〇年九・二八億膳をピークに二〇〇七年まで減少し、五・三九億膳に留まった。二〇〇八年

輸入割り箸は全消費量の九七%前後を占めて推移している。その輸入量は二〇〇〇～二〇〇六年に二五〇億膳を上下する水準にあつたが、二〇〇六年以後に減少傾向が続いた。すなわち、二〇〇六年以降に前年比四%減、二〇〇六年に二五〇億膳と二〇〇九年まで減少が続き、二〇〇九年には一八七億膳程に低下した。この間に、輸入額を輸入量で割つた一膳当たりの平均単価は二〇〇〇年の〇・

表 割り箸の生産と輸入
単位：兆円、100万膳、100万円、円／膳、%

国内 総生産 (消費量)	合計	国内生産量		輸入		うち中国		ベトナム 輸入量							
		小計	割合 ¹⁾	国産材	外材	輸入量	割合 ¹⁾								
2000	503.1	25,155	928	3.7	767	161	24,228	96.3	12,785	0.53	23,665	97.7	12,480	0.53	10
2001	504.0	24,822	789	3.2	667	122	24,033	96.8	14,067	0.59	23,629	98.3	13,826	0.59	6
2002	505.4	25,647	761	3.0	643	118	24,886	97.0	16,547	0.66	24,624	98.9	16,387	0.67	14
2003	512.5	25,439	627	2.5	530	97	24,812	97.5	15,687	0.63	24,660	99.4	15,600	0.63	17
2004	526.6	24,797	592	2.4	459	133	24,205	97.6	13,901	0.57	24,092	99.5	13,836	0.57	23
2005	536.8	25,950	545	2.1	445	100	25,406	97.9	15,424	0.61	25,333	99.7	15,377	0.61	34
2006	547.7	25,013	543	2.2	451	92	24,470	97.8	19,139	0.78	24,252	99.1	19,000	0.78	122
2007	560.7	23,171	539	2.3	447	92	22,632	97.7	18,834	0.83	22,294	98.5	18,615	0.83	185
2008	554.1	22,701	596	2.6	520	77	22,105	97.4	19,390	0.88	21,662	98.0	19,102	0.88	248
2009	519.3	19,300	609	3.2	530	79	18,691	96.8	14,945	0.80	17,821	95.3	14,368	0.81	380
2010	539.9	19,353	541	2.8	466	75	18,813	97.2	13,369	0.71	18,057	96.0	12,900	0.71	407

注：1) は消費量（国内生産量+輸入量）に対する割合、2) は輸入量に対する中国の割合である。

資料：総務省統計局、国内生産に関しては林野庁木産業課資料、貿易はWorld Trade Atlasの“HS441900010”（2007年まで）、HS441900110+HS441900190（2008年から）に基づく

五三円から二〇〇八年の〇・八八円へ、若干の昇降を見せながら傾向的に高まつた。本欄で指摘してきた木材輸送船運賃の上昇や原油価格高騰による製造コストの高まり等が、この価格上昇に影響したことも考えられる。輸入割り箸では中国産が大部分を占める。その割合は、二〇〇〇年初頭に九八%であり、二〇〇三～二〇〇六年には九九%を超えた。だが、二〇〇七～二〇〇九年に低下傾向が現れ、二〇〇九年に約九五%となつた。輸入単価は二〇〇五～〇八年に高まりを見せた。中國割り箸生産者団体が二〇〇五年十二月に輸出価格の引き上げを行つており、それが二〇〇六年の価格上昇に繋がつたと言える。

また、貿易統計において二〇〇八年から竹製の割り箸とその他の割り箸に細分化されている。その輸入データを元にすると、竹箸の割合は数量にして一八%前後、価額にして約二四～二五%であり、平均単価は竹製の割り箸が一膳当たり一・〇二～一・一九円と、アスペンやシラカバ等を原料とするその他の割り箸より五割程度高くなつてゐる。竹製の割り箸については中国からの輸入が九九%超を占め、その他の割り箸も中国が九四～九八%

のシェアであり、それに次ぐのはベトナムである。
二〇〇八～二〇一〇年における割り箸の水揚げ港を見ると、竹製割り箸では東京が三八・四二%、大阪が二六・二七%を占めた。この二港に統くのは名古屋や博多、神戸、横浜であり、それらの合計は全体の八九・九一%に達する。また、その他の割り箸では大阪が三二・三五%、東京が二八・三〇%であり、これらに続く神戸、名古屋、博多、横浜を併せると八七・八八となる。つまり、割り箸は大消費地を中心に入れる。

本誌一四三六号本欄でも指摘したように、製材端材や間伐材等を有効活用することが重要であり、その観点で国産割り箸の生産や利用を促し、森林管理に資金を循環すべく取り組む必要があると思われる。

参考文献
環境三四郎（二〇〇八）「割り箸から見た環境問題」
（筑波大学大学院生命環境科学研究科・准教授）

山里紀行 IV 日本

△第二四二回▽

ご利益と罰



たかし
節
(哲学者)

うち
内
やま
山

かつては日本の神様に「ご利益」というものはなかつたらしい。「罰」の方はあつた。祈つてもご利益はない代わりに、大事にしないと罰にはあたつたのである。ずいぶんと厳しい神様であつた。

なぜそれでよかつたのかといえば、神様が農村的な世界にあつたからである。自然とともに生きる暮らしでは罰のあたらないことが最も良であった。毎年変わることのない春が還つてきてくれば、一年の嘗みがはじまる。村の人たちは田畠を耕しはじめるだろう。そ

の頃野山にはさまざまな山菜が芽を出していだらう。そして変わることのない暑い夏が現れ、実りの秋がやってくる。人々は今年も無事に暮らしたことに感謝し、冬の準備に入る。そんな暮らしは自然とともに生きた人々にとっては最良だつた。無事な暮らしこそが最良だつたのである。

無事の反対語は有事で、普段はおこらないようなことが発生することを意味する。自然とともに生きた人々にとって有事とは、寒い夏が訪れたり、天候が安定しなくなることを

意味した。怪我や病気をして仕事ができなくなつてしまふことも、戦が始まつて農地が荒らされたりすることも有事だつた。それが罰だつたのである。有事がないこと、罰があつたことは何よりであり、そうであれば無事な一年を過ごすことができる。だから神様はご利益をもたらす必要はなく、人々は罰があたらないように心がけた。

ご利益は都市から発生したらしい。自然とともに生きるのでではなく、自分たちがつくりあげた政治や商業、手工業などのなかで暮らす人々にとっては、罰を与えるだけの神様はあまり有効ではなかつた。祈りや寄進の分だけプラスアルファをもたらしてくれなければならなかつたのである。そのことが中国から来たご利益という考え方を定着させた。

私の暮らし上野村に昔からいる神様は、いまだご利益神ではなく、罰を与える神様である。山の神も水神も大事にしなければ罰を与えるだけで、祈つたからといってプラスアルファをもたらしてくれなかつたのである。そのことが中国から来たご利益という考え方を定着させた。

人と立ち話をしているとすぐ近くにいることもある。そうやつて一日を過ごし、夕方はまた私の家の庭に戻つてくる。ここで十分ほど鳴きながら帰つていく。それが三月下旬から九月中旬までの彼の暮らしである。この日

上野村にいると原発事故は遠い世界の出来事のように感じる。村でも多少放射線濃度が上がつてゐるし、影響が全くないわけではなく。しかし村はいまでも「罰の世界」なのである。無事が何よりという世界だ。村人はそういう生き方をしてきたし、それが村の雰囲気をつくつている。この世界からは、利益の拡大をひたすら追求してきた世界は遠い彼方にあるようを感じる。

原発事故はこんなウグイスたちの世界にも放電性物質を降らせた。発展を目指した人間たちから遙か遠い生き方をつづけてきた生き物たちにも、負の影響を及ぼしたのである。つくづく申し訳ないことをしたと思う。

私の家の辺りを縄張りにしているウグイスがいる。朝目を覚ますと庭の木に止まって、しばらくあのきれいな声で鳴いている。それが終わると自分の縄張りを一回りするのが日課になつてゐる。といつてもその縄張りはさして広いものではなく、せいぜい直径三十

メートルくらいの円に收まる。私が畑に出て行くと、畑の横で鳴いていることもある。村

ルファがあるわけではない。半世紀ほど前までは結婚して子どもが欲しい夫婦は、産土神様に子どもを授けてほしいとお願いにいつたが、それでもご利益というよりは、子供が生まれることの方に無事な暮らし、その意味で有事ではない暮らしがあつたからである。今日でも村の人たちは「欲をかいてもしようがない」という言葉をよく使う。いまの基準で欲をかいたところで長い目でみれば意味のないことだつてもあり、村の基盤をつくっているのは自然なのだから、人間が勝手な欲をかいたところでそんなものは達成できないということである。いくら頑張つたところで、作物は昨年程度にしか収穫できないのである。

今日の私たちには罰があたらないような暮らし方ではなく、ご利益の獲得を目指すような生き方をしている。人間たちはプラスアルファを目的にすえて活動するようになつた。そこに自然から離れた人間たちの姿がある。

7月11日



作業は完全に理解してから、実行

るには腕力が必要となる。実際に両者のチエーンソーを持ち比べてみたが、明らかに重さは違うと感じた。女性にはその差は大きい。しかし、その場にいたチエーンソーマン達は大して違わないと言った。彼らは感じないのだ。しかも、伐り方を工夫すれば、一五インチバーでも一八インチバーと同程度の大径木を伐倒することは可能だ。

木を伐倒することは可能だ。

い。

</

大日本山林会通常総会報告

平成二十三年度通常総会が、平成二十三年五月二十七日（金）、三会堂ビル九階石垣記念ホールにおいて、五五五名の会員（委任状を含む）出席のもとに開催された。議事に先立ち、大貫会長から、東日本大震災でお亡くなリになつた方々並びに本会会員吉田満さん（陸前高田市）のご冥福をお祈りする旨述べた。次いで、本会総裁の桂宮宣仁殿下の近況をご報告すると共に、国際森林年、森林・林業再生プランなど森林・林業を取り巻く状況が新たな展開を見せる中、山林会として、森林・林業教本の作成、人工林大径材木取り法の調査、創意工夫表彰行事など新たな課題に取り組んだ旨の挨拶を行つた。

また、社団法人日本林業協会の飯塚会長から、関係団体を代表して、最近の森林・林業を取り巻く動向に触れた後、森林・林業発展のため、公益社団法人としての山林会がこれ

定款に基づき、理事及び監事候補者一人ひとりについて、出席会員による議決を行い新たな理事、監事が選任された。その後、新理事による臨時理事会が開催され、新会長に箕輪光博理事、新副会長に田中潔理事、梶谷辰哉理事、田中惣次理事が選定された。

（第三号議案） 三 「創意工夫」受賞者の成果発表

事務局から臨時理事会の決議を受けて、本総会において大貫仁人会長を名誉会長に推薦したい旨提案し、満場一致で承認された。平成二十三年六月一日付けの新たな役員及びその職務分担は、以下のとおり（太字は新任者）。
（報告事項）

事務局から、新たな定款では、これまで総会承認事項であった「事業計画及び予算に関する件」については理事会の決定事項となつた旨説明した。

その上で、平成二十三年度は「国際森林年」に当たり森林の有する多面的機能への期待が高まっている中、総額約一億五、七〇〇万円をもつて、①森林・林業の普及啓発、②調査及び研究事業、③山林事業、④林業文献センター事業に取り組む旨報告した。

また、理事会における決議を踏まえ、新た

に九六名の方々に参与就任を会長から委嘱した旨報告した（新たな参与名簿については、表紙4に掲載）。

大日本山林会役員名簿

会長	箕輪 光博（学）	絹川 明（行）
副会長	田中 潔（学）	小林 洋司（学）
副会長	梶谷 辰哉（行）	近藤 秀明（林）
副会長	田中 惣次（林）	桜井 尚武（学）
常務理事	茂田 和彦（行）	永田 信（学）
理事	市川 平治（林）	奈須田 緑二（行）
理事	榎本 長治（林）	能勢 秀樹（林）
副会長	田中 惣次（林）	三澤 育（行）
副会長	宮林 茂幸（学）	宮崎 治夫（林）
副会長	諸戸 精孝（林）	渡辺 政一（行）
監事	南方 康（学）	田中 正則（行）

大貫会長が議長となつて、以下の提出議案について、審議を行つた。

（一）議案審議

第一号議案 平成二十二年度事業報告及び決算に関する件

第二号議案 役員の選任に関する件

第三号議案 その他

第一号議案 平成二十二年度事業報告及び決算に関する件

第二号議案 役員の選任に関する件

第三号議案 その他

第一号議案 平成二十三年度事業計画及び予算に関する件

第二号議案 役員の選任に関する件

第三号議案 その他

議題一 長伐期森林経営の将来を考える	
(一) 議長から、「平成二十二年度の山林会の調査事業として、『針葉樹造林大径木の製材木	通常総会に先立ち、参与会議が、平成二十三年五月二十七日（金）、三会堂ビル石垣記念ホールにおいて、全国各地から四八名の参与の出席を得て開催された。会議に先立ち大貫会長より、「この参与会議は、新たな公益法人移行に当たって設置されたものであり、全国の参与の方々から、地域の現状を踏まえ山林会の活動について提言いただくことを目的としている。」旨挨拶した。
(二) 今後の山林会活動について	引き続き、大貫会長が議長となつて、以下の議題について会議が進められた。
(三) その他	

議題一 長伐期森林経営の将来を考える
 (一) 今後の山林会活動について
 (二) 今後の山林会活動について
 (三) その他

議長から、「平成二十二年度の山林会の調査事業として、『針葉樹造林大径木の製材木現在流通している針葉樹造林大径木の多くが伐期施業から長伐期施業に移行している。長伐期に移行することが林業的に正しいのかどうか、現時点では結論は出でていないと思う。」旨挨拶した。

引き続き、大貫会長が議長となつて、以下の議題について会議が進められた。

(一) 長伐期森林経営の将来を考える
 (二) 今後の山林会活動について
 (三) その他

平成二十三年度参与会議の開催

査することで、長伐期施業を検討する参考データを得ることが本調査の目的である。

通常総会に先立ち、参与会議が、平成二十三年五月二十七日（金）、三会堂ビル石垣記念ホールにおいて、全国各地から四八名の参与の出席を得て開催された。会議に先立ち大貫会長より、「この参与会議は、新たな公益法人移行に当たって設置されたものであり、全国の参与の方々から、地域の現状を踏まえ山林会の活動について提言いただくことを目的としている。」旨挨拶した。

村田室長の報告要旨

（文責 事務局）

①調査の目的
 大径材を製材している製材工場（九工場）と大径材を扱っている原木市場（四市場）について聞き取り調査を行った。調査対象地域は、秋田、和歌山南部、鳥取（智頭）、宮崎北部、岐阜である。
 ②調査の方法
 大径材を製材している製材工場（九工場）と大径材を扱っている原木市場（四市場）について聞き取り調査を行った。調査対象地域は、秋田、和歌山南部、鳥取（智頭）、宮崎北部、岐阜である。
 ③調査結果の概要
 調査の結果、大径材（三〇cm以上）の価格が中目材（二三二～二八cm）の価格より低いという傾向が見られた（別表参照）。木材統計でも、大径木のうち一般材、並材と言われるものは、価格はあまり高くないことが示されている。

平成二十三年度参与会議の開催

平成 22 年度 正味財産増減計算書・平成 23 年度 収支予算書（損益計算方式）

科 目	平成 22 年度		平成 23 年度予算
	前 年 度 (22/4~22/9)	当 年 度 (22/10~23/3)	
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益			
基本財産賃貸料	37,260,000	37,260,000	74,520,000
② 特定資産運用益	0	0	
特定資産受取利息	1,125,036	976,305	2,000,000
③ 受取会費	4,043,350	4,399,750	9,000,000
正会員会費	1,088,350	1,429,750	
法人会員会費	190,000	205,000	
特別会員会費	2,765,000	2,765,000	
④ 事業収益	2,651,600	485,860	3,000,000
会誌販売事業収入	1,836,080	96,800	
出版事業収入	150,520	249,060	
国際交流事業収入	0	0	
講演・研修会事業収入	665,000	140,000	
⑤ 受取補助金等			
財團交付金	28,180,000	29,410,000	60,840,000
⑥ 雜収益			
雑収益	147,000	5,280	100,000
経常収益計	(ア)	73,406,986	72,537,195
(2) 経常費用			
役員報酬	8,724,000	18,720,000	
給料手当	17,298,008	35,300,000	
通勤手当	1,358,340	3,100,000	
職員退職給付費用	976,026	1,957,000	
役員退職慰労金	765,000	1,780,000	
福利厚生費	3,274,736	7,650,000	
会議費	2,412,290	3,000,000	
旅費交通費	1,237,390	2,200,000	
通信運搬費	1,242,990	3,800,000	
消耗什器備品費	11,000	1,800,000	
消耗品費	910,273	1,000,000	
役務費	1,162,747	5,200,000	
振込・払込手数料	71,420	250,000	
印刷製本費	4,752,264	17,000,000	
光熱水料費	143,608	300,000	
賃借料	8,406,600	16,500,000	
報酬・諸謝金	3,686,016	10,503,000	
租税公課	10,076,434	24,000,000	
減価償却費	216,572	240,000	
雜費	1,674,105	3,000,000	
経常費用計	(イ)	79,338,634	68,314,713
評価損益計	(ウ)	784,010	860,533
当期経常増減額	(ア)−(イ)−(ウ)	△ 6,715,658	△ 3,361,949
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計		0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計		0	0
当期経常外増減額		0	0
他会計振替額			
税引前当期一般正味財産増減額	3,361,949		
法人税、住民税及び事業税	4,100,800		
当期一般正味財産増減額	△ 6,715,658	△ 738,851	△ 7,840,000
一般正味財産期首残高	347,944,283	341,228,625	339,837,283
一般正味財産期末残高	(エ)	341,228,625	340,489,774
II 指定正味財産増減の部			
山林事業費振替額	1,927,800	693,000	2,000,000
当期指定正味財産増減額	1,927,800	693,000	
指定正味財産期首残高	202,197,786	204,125,586	205,625,586
指定正味財産期末残高	(オ)	204,125,586	204,818,586
III 正味財産期末残高	(エ)+(オ)	545,354,211	545,308,360
			539,622,869

注：平成 23 年度の借入金限度額 0 円、債務負担額も 0 円とする。

諸般の事情から長伐期に移った。このため、手入れ不足の山が多く、予想では、今後は並木が多く出てくることになると思う。短伐期施業と長伐期施業では、林の仕立て方が異なるので、単純に伐期を延ばすだけではいけないと考える。手入れ不十分な林をそのまま長伐期施業に移行しても、元々あまり良い木でないものが太るだけで、良質材の生産は期待できないのではないかと考えている。

（木材需要）

住宅・木材技術センターが、住宅での木材の使われ方について調査しており、製材品の約九割が、構造材、準構造材となっている。今後、大径材の供給量というものは間違いない増えるので、それを住宅の中で一番多く使われる構造材として活用していくことを考えなければならない。

（質疑応答）

村田室長の報告に対し、出席した参与から概略以下の質問、意見が出された。

工場名	樹種	径 級												備 考			
		13	14	16	18	20	22	24	26	28	30	32	34	36	38	40-	
A	スギ					8,000~10,000		12,500			11,000~15,000 (真材 40.00~50.00)					プラス運賃: 1,000~2,000	
	ヒバ					30,000~40,000						80,000~100,000					
B	スギ					8,800~9,500				11,800~14,800		11,500~12,000		11,500~36,000			
C	スギ					12,000~13,000				15,000~16,000			16,000~17,000				
D	スギ					20,000~22,000	20,000~25,000				18,000~20,000 (60~70 cm 40,000~80,000)					和歌山県内 原本市場	
E	スギ					8,000~9,000		11,000		12,000	28,000~30,000 (5万、10万の原木もある)						
F	スギ					18,000~20,000		22,000~23,000			35,000~45,000						
G	スギ					10,000				20,000	50,000~60,000						
H	スギ					10,000		100,000			200,000						
I	スギ					8,000~10,000		11,000		12,000~13,000	平均 11,000 (直材 12,000~13,000、B材 8,000 +運賃 1,200~13,00)						
	ヒノキ					8,200~11,700		12,400~13,000			13,800~14,500	平均 18,000					
												11,500	10,500				

調査工場の原木仕入れ価格

単位:円/m³

方向と考える。」

これに対し、村田室長から概略以下の説明があつた。

「集成材用に大径材を使う場合には、歩止りの問題があると考えている。合板用、集成材、チップ用の丸太価格を比較すると、現状では、やはり製材用の価格が一番高くなっている。まず製材用を考え、合板、集成材、さらにはチップなどの利用を考えるのが妥当でないか」とと考えている。」

「大径材の外側の節の少ない部分は、内装材として活用すると共に、需要の大部分を占める構造材、構造造材の活用を図っていくことがポイントでないか。公共用建築物の木造化の推進により、今後は今まであまり使われていなかつた断面の大きな材の需要が出てくるのではないか。今回の調査地域においても、断面の大きな平角の強度表示した人工乾燥材をどんどん生産している事例も見られた。今後、梁や桁など横使いで力のかかる構造材として多く利用していくためには、大きな断面の製材品の研究が必要と考えており、森林総研としても、研究対象として取り上げることとし

見方が必要でないかと考えている。」

議題一一 今後の山林会活動について

出席参与から以下の発言があり、意見交換が行われた。

「現在、再生プランなどで『人材育成』ということが課題となっている。今まで日本の林業が蓄積してきたもの、例えば、育林技術の体系など、次世代に引き継ぐことが求められている。」

「高校の教育は、現場の関係者を育成する上で大変重要な年に、現実は、弱体化している。これまでの林学は、スギ・ヒノキを中心において発展してきた経緯がある。今後は、もっと大きな意味での日本の森林をどう考えていのか、その中で、その森林から出てくる材

「林研グループで、東日本大震災の被災地域に対しチエンソー、下刈り鎌などの林業用機械・道具類を送るキャンペーンを行っているので、山林会の皆様にも協力をお願いする（『東日本大震災地域の仲間を応援しよう』を配付）。」

議題一三 その他

事務局から、資料に基づき、平成二十三年度の「林業経営・創意工夫」表彰行事への参

加、推薦を依頼した。

以上をもって予定した議事を終了し、その後、出席参与の間で情報交換が行われた。

「製品のみにとらわれず、他の木材製品、チップとか組み合わせることで、何か新しい展開があるのでないか。」

「スギは非常にばらつきの多い素材であるが、成熟材の部分でラミナ材として活用できると思うので、研究をお願いしたい。」

「以前から長伐期で林業経営を行ってきた地域であるが、短伐期の技術を導入してみると、雪害の問題などがありうまくいったおらず、苗木の育成などを始め一度元に戻す必要があるのではないかと考えている。」

「調査された価格の水準であれば、長伐期にもついくことによって蓄積が増えるので、その分収入が増加すると考えてよいのか。大径材の価格が考えていたよりも大きくなっている印象を得たが、これは、今回の調査対象工場では、一定の木取り法が出来ている結果と理解してよいのか。」

「スギに加え、今後はヒノキの大径木も出てくる。太い木を太いままで活かす建築方法も、可能性としてはあるのではないかと考えている。」

「今後は、木材のカスケード利用がポイントであり、ボリュームで勝負することも一つの配付。」

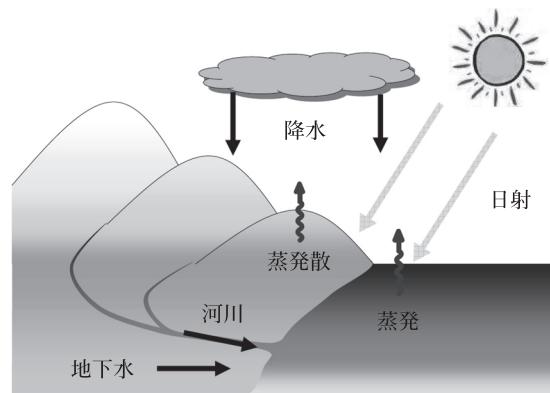


図 1 水の循環

森林に降った水の一部は、遮断蒸発（降雨が付着して濡れた枝葉や幹の表面から水が蒸発する現象で、濡れた下草や落葉層の表面からの蒸発を含む）、地面蒸発（地中に染みこんだ水が地表から蒸発する現象）、あるいは蒸散（植物の根に吸われた水が幹を通つて葉まで運ばれ気孔を通じて排出される現象）によって大気にもどる（図2）。一般に森林は同じ気象条件下にある裸地や草地に比べ蒸発散（蒸発と蒸散）によって大

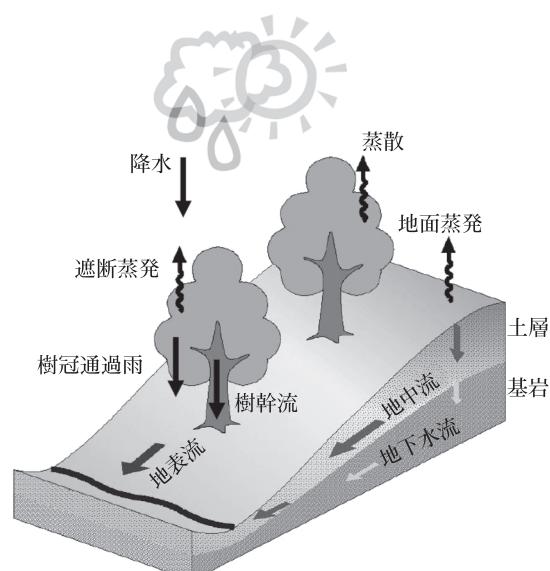


図 2 森林をめぐる水の動き

につながっている面もある。

森林をめぐる水の動き

森林に降った水の一部は、遮断蒸発（降雨が付着して濡れた枝葉や幹の表面から水が蒸発する現象で、濡れた下草や落葉層の表面からの蒸発を含む）、地面蒸発（地中に染みこんだ水が地表から蒸発する現象）、あるいは蒸散（植物の根に吸われた水が幹を通つて葉まで運ばれ気孔を通じて排出される現象）によって大気にもどる（図2）。一般に森

気にもどる水の割合が多い。これは、背が高く起伏の大きな林冠面の形態的な特徴が、日射の補足や水蒸気の拡散という

点で、潜在的に蒸発散を促進しやすい条件を備えていることなどによる。

一方、蒸発散を差し引いた残りの水は、地表か地中のどちらかの経路をたどって移動する。一般に森林の地面は浸透能

して陸地に降りそそぎ、河川や地下水を経て海にもどる（図1）。この過程で、海水は淡水に変わり、内陸の高いところに運ばれている。我々が川の流れを利用して発電できるのも、海水脱塩のような手間をかけずに各種の用水として利用できるのも、もとを辿れば、太陽放射を駆動力とする水の循環により、海から陸へ水が絶えず運ばれているおかげと言える。河川上流の森林は、陸地に運ばれた水が地上での移動を始める場所であり、そこで水の動きは河川に流れ出す水の量

や時間的な配分に影響を及ぼす。その影響が水資源の貯留、洪水の緩和、あるいは水質の浄化などプラスの効果として現れることが、森林に水源かん養機能があるとされる所以である。

ただ、森林と水資源の関係は必ずしも前者が後者を育むと

いう一方通行の関係ではない。日本では標高の高い山岳地に森林が分布し、それよりも低い場所に農地や都市が広がっている。一般に山岳地の方が低平地よりも降水が多く、これは地形性の上昇気流が発生しやすいことなどの理由による。すなわち、相対的に降水の多い場所に森林があり、そこから流出する水を利用する機会が多いことが、水源としての重要性

坪
山
良
夫



森林保全・環境編

森林と水流出

の高い土壌で覆われているので、地表流の発生は河道近くの湿潤な場所など一部に限られ、大部分の水は地中を経由して移動する（図2）。ただし、下層植生が失われた林地では、雨滴の衝撃により土壤表面の構造が破壊されて浸透能が低下し、表面流が発生しやすくなる可能性のあることが指摘されている。

地中に入った水は、最初、重力に引かれて鉛直に降下するが、基岩との境界に近づくと斜面下方に向かって移動するようになる。そのため、地中への水の供給が続くと、基岩上に一時的な地下水面が発生する。地中での水移動の特徴は、森林土壌には様々な大きさの孔隙があるため、小さな孔隙ではゆっくりと、大きな孔隙では素早く水が動くことである。土壤が水を吸い込む力（毛管力）は小さな孔隙ほど強いため、通常は小さな孔隙から順に水が流れ、水の量が増えるにつれて大きな孔隙でも水が流れるようになる。ただし、土壤の撥水性がはたらく状況では必ずしもこの通りではなく、大きな孔隙から先に水が流れはじめる場合もある。

また、一般に土壤の透水性は地表から地下に向かって小さくなる傾向がある。そのため、基岩上に発生した一時的な地下水面が上昇すると、より透水性の高い部分でも水が流れるようになる。これは土層全体の排水能力（斜面下方への水の動きやすさ）が増すことになるので、結果として地下水面の

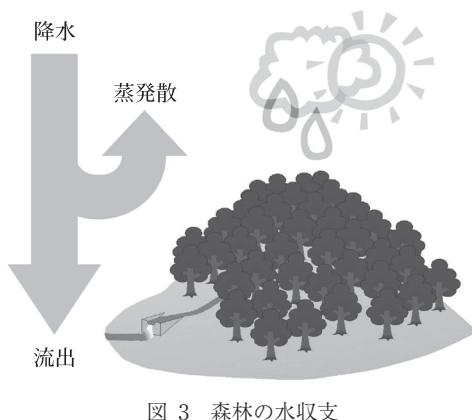


図3 森林の水収支

ける流域試験の歴史は古く、最初に実施されたのは今から一世紀以上も前のことである。⁵

流域試験において、森林状態の影響を調べる方法には大きく三つのパターンがある。一つ目は、單一の森林流域で観測を行い、その途中で森林の状態を変えて前後の

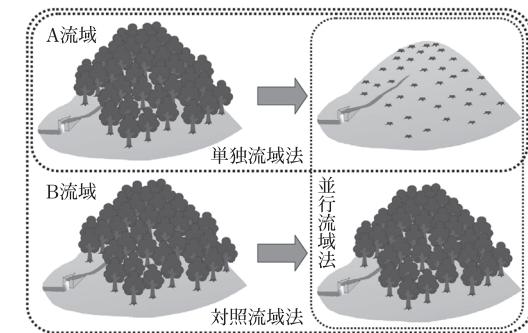


図4 流域試験の3つのパターン

よつても変わるので、この三つの方法の中で

は対照流域法が森林状態の影響をもつとも精度よく検出できると考えられている。そのため、森林と水流出の関係に関する既往の知見には、対象流域法の結果に基づくものが多い。例えば、世界各地で行われた流域試験の結果を整理した米国での研究⁶は、森林を伐採すると蒸発散量が減少し、

年流出量が増えることを示した。また、より最近の研究としては、年間流出量と渴水時流出量を水資源量の指標として、針葉樹の皆伐、針葉樹林の間伐、針葉樹林から広葉樹林への転換の水資源量へ影響と、ダムとの比較という四つの視点から、森林水文学における従来と現在の知見を比較した例がある。⁷

森林が水流出に及ぼす影響の中で、古くから関心がもたれていたのは、水資源として利用可能な水量への影響である。⁴前述のように森林では裸地や草地に比べ蒸発散の割合が多いため、森林変化に伴う流出の変化は主に蒸発散の変化を通して現れる。森林からの蒸発散量を直接測定することは計測技術の発達した今日でも容易ではないが、流域単位の水収支を考えれば降水量と流出量の残差として推定できる（図3）。降水と流域流出量の観測により、森林の水収支や森林からの水流出特性を調べる方法は流域試験と呼ばれる。日本におけることも重要な役割の一つである。

森林流域の水収支

このように、森林では様々な水の動きがあり、水流出に係わる森林の機能は、それぞれの水移動に関与する因子の複合的な結果として發揮される。例えば、雨の降らない日が続いている川の流れが絶えないのは、過去に降った雨がいろいろなタイミングで流出しているためである。それは流域出口までの移動距離が雨滴の落ちた場所によって異なることに加え、流域内を移動する速さも様々であることにによる。森林土壤の役割については、浸透能や保水容量の大きさがしばしば注目されるが、右に述べたように、水の移動速度を多様にしていることも重要な役割の一つである。

近年は航空レーザー測量を用いた積雪・融雪の広域把握も試みられている。⁽¹⁾

おわりに

森林の水源かん養機能には色々な側面があり、本稿では触れなかつたが、現在、河川の治水対策に関する議論の中で森林の洪水緩和機能にも大きな関心が寄せられている。⁽¹²⁾

森林の状態は、皆伐や間伐などの施業、火事や風倒などの気象被害、そして病虫害や食害などの生物被害によつて短期的に変わる場合と、樹木の成長や植生の遷移によつて長期的に変わる場合がある。様々な原因と広がり、そしてタイムスケールで起こる森林の変化に対し、森林流域からの水流出がどのように変わるか、より正確に見通せるようにすることが、今後の課題である。

参考文献

- (1) 澤野真治・小松 光・鈴木雅一 (二〇〇五) 森林における年降水量の農地・都市域との違い―日本全国を対象として―、水文・水資源学会誌一八 (四)、四三五一四四〇
 - (2) 湯川典子・恩田裕一 (一九九五) ヒノキ林において下層植生が土壤の浸透能に及ぼす影響 (I) —散水型浸透計による野外実験―、日本林学会誌七七、二二四一三三一
 - (3) 小林政広・鈞田竜也・伊藤優子・加藤正樹 (二〇〇六) ヒ
- (1) 志水俊夫 (一九九四) 森林の水保全的施業—帶状伐採について―、林野時報四 (九)、二四一・二八
 - (11) 坪山良夫 (二〇〇九) 空から雪の深さをはかる、季刊森林総研五、一〇一一
 - (12) 谷誠 (二〇一二) 山地流域における自然貯留の洪水緩和機能に関する方法論的考察、水利科学三一八、一五一一・七三

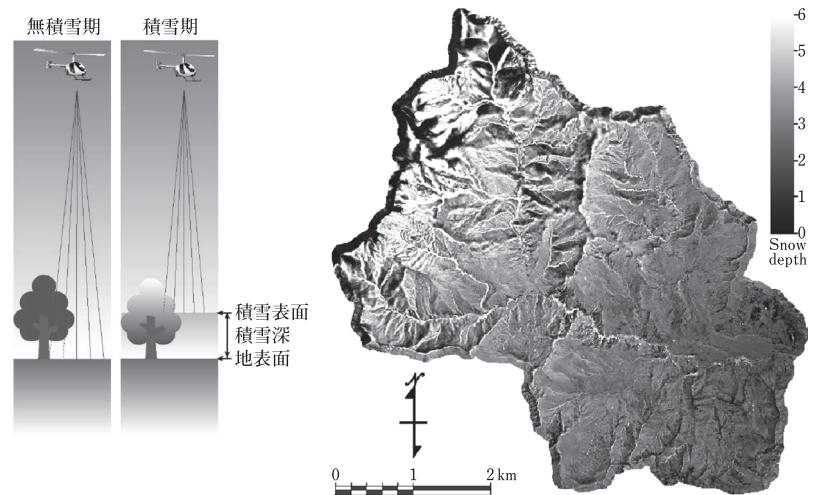


図 5 航空レーザー測量による積雪深測定の概念図 (左) と宝川試験地における測定例 (右)

おく必要がある。また、蒸発散の変化には気象条件の影響も含まれるので、その影響も定量的に把握しなければならない。このような背景から近年、長期観測が行われている流域試験地のデータを利用して、森林状態の長期的な変遷と水流出の関係を明らかにする試みがなされている。岡山県内の森林流域を対象にした解析では、蒸発散量から気象条件の影響を除いた蒸発散指標と、空中写真画像と数値標高データから求めた流域平均林冠高との関係を式化することにより、実際の年流出量の変動を概ね推定できることが示された⁽⁸⁾ (図5)。

森林と融雪流出

森林の樹冠は降雪を遮り林床の積雪量を減らす一方で、風を弱め日射を遮ることで融雪を遅らせる。その影響は森林流域からの融雪流出にも及び、例えば、奥利根地域で行われた流域試験では、帶状伐採により融雪流出の時期が早くなることが示された。蒸発散と同じように、融雪も森林と気象条件の両方の影響を受ける現象であり、さらに山岳地では標高や斜面の向きによって、気温や日射量など、融雪に係わる気象条件が大きく変わる。

そのため、融雪流出を精度よく予測するには流域の地形と森林及び雪の分布に関する面的な情報が必要であるが、急峻な山岳地での地上調査には限界がある。このような背景から、

- (4) 平田徳太郎 (一九三五) 岡山縣の溜池問題に就いて、山林六三六、八一一五
- (5) 木村喬顯・山田熹一 (一九一四) 有林地と無林地とに於ける水源涵養比較試験、林業試験場報告一二、一一八四
- (6) Bosch JM, Hewlett JD (1982) A review of catchment experiments to determine the effect of vegetation changes on water yield and evapotranspiration. Journal of Hydrology 55: 3-23
- (7) 小松光 (一〇一〇) 森林と水資源、水利科学三一四、一―二九
- (8) 細田育広・坪山良夫・野口正二 (一〇一一) 森林の再生と水流出の長期的な関係、森林総合研究所第二期中期計画成果集アイb、一四一・一五
- (9) 野口正二・金子智紀・和田覚・石川具視 (一〇一〇) スギ林における間伐区と無間伐区の積雪深の比較、水文・水資源学会誌三三 (四)、三三三九・三四四六
- (10) 志水俊夫 (一九九四) 森林の水保全的施業—帶状伐採について―、林野時報四 (九)、二四一・二八
- (11) 坪山良夫 (二〇〇九) 空から雪の深さをはかる、季刊森林総研五、一〇一一
- (12) 谷誠 (二〇一二) 山地流域における自然貯留の洪水緩和機能に関する方法論的考察、水利科学三一八、一五一一・七三

電 話 ○九〇一四九〇一三三四五
取 扱 伊東文具店 [問い合わせ先]

九三四）がある。前著の発行日は震災五ヶ月目であり、これは当時の国有林組織の優れた機動性を示す好例である。後者は防潮林の災害調査と、これをもとに作った防潮林造成予定地一六カ所の詳細な計画書である。両者ともに写真図版を含み百頁を超す大冊である。

チリ津波については、中野秀章ほかの論文「岩手・宮城両県下防潮林のチリ地震津波時における実態・効果と今後のあり方」（林業

た津波は、三陸沖を震源とする明治三陸津波（一八九六）、昭和三陸津波（一九三三）があり、前者による死者は二万二千余人という。今震災にはば匹敵する大災害であった。もう一つはチリ地震（M九・五）を震源とするチリ津波（一九六〇）である。

私の知る限り、津波と海岸林に関する報告としては、昭和津波では青森営林局「三陸地方津浪特輯号」（『青森林友』、一九三三）と山林局「三陸地方防潮林造成調査報告書」（一九三四）がある。両者ともに海岸林の

哀惜する、墓誌」と言うべきものである。本冊子の紹介を機に関連文献を以下に紹介し、最後に高田松原に触れる。

A postcard from Swaziland. The top half features a large tree with dense foliage. The bottom half features a coat of arms with a central figure holding a shield. The word "SWAZILAND" is printed in a decorative font across the middle of the card.

)

樹木シリーズの旅
（11）


林業にかかわっている国—スワジランドを紹介しましょう。この国は、南アフリカの東側国境沿いに位置する内陸の高原国です。面積は岩手県よりやや大きく、人口は一〇〇万人程度です。注目されるのは、森林率は三一%ですが、森林減少が著しいアフリカにあつて一九九九年以降、森林が増加していることです。人工林率が三〇%超えていることがそのままになつているものと思われます。さらに木材生産量一五〇万m³のうち薪炭材が四〇%と八〇%を超えるアフリカにあつては異色な存在です。一九七七年には、主産業である農林業の地域区分を表わす切手が発行されています。東から西へ牧畜・柑橘・パイナップル・林業と区分され、西側高地が森林地帯として針葉樹で表示されています。二〇〇一年発行の環境保全切手（四種）には、土壌保全のための植樹と山腹石積土留工、山火事消火

では、四種を選んでご覧いただきます。写真①はアカシア・クサントフロエアでサバナ地帯に分布し、樹高二五mにもなります。②はディコの一種エリトリナ・リシステモンで、アフリカ南部及び南東部に分布しています。真紅の花を咲かせ、実はサングの色で首飾りにされます。③はウコギ科クツソニア・パニクラタで、南アフリカに産する常緑低木です。葉が掌状をしており園芸用に栽培されています。④は前号のシタン属と全く同じです。いずれも、図柄は図鑑的で学名も記載されており、分りやすい表現です。

樹木シリーズの切手は、一九七八年（四種）、九年（四種）、そして二〇〇七年（二三種）といずれもアフリカ産樹種を対象に二種に及んでいます。ここ



スワジランド：樹木シリーズ①② 2007 (13種)
③④ 1978 (4種)

切手のカラー版は <http://www.sanrinkai.or.jp/> でご覧いただけます。

林材界時報

林材界時報

▼小笠原諸島の世界遺産一覧表への記載
推薦に関する国際自然保護連合（IUCN）の評価結果及び勧告について
我が国の世界遺産一覧表への記載を推薦している「小笠原諸島」について、自然遺産の評価を行う国際自然保護連合（IUCN）の評価結果及び勧告が明らかとなり、世界遺産一覧表への「記載」が適当と勧告されました。

IUCNの評価結果及び勧告の概要をとりまとめましたので、お知らせいたします。

（五）その他の勧告事項

- 効果的な管理を行えるようにし、海洋と陸域の生態系の連続性を高めるため、海域の保護区の拡大を検討することを要請する。
- 気候変動の影響の評価と適応のための研究モニタリング計画の策定を促す。
- 予期される利用者の増大について、注意深いツーリズムの管理ができるよう促す。
- 利用者による影響を管理するための規

アクションプランは、推薦地だけではなく船舶航路上の取組も含めて管理の対象としており、外来種の侵入防止など重要な事項を取り扱っている。

○資産の管理上、研究者、管理者、地域の強い連携がみられ、特に科学委員会が順応的な保全管理に果たす役割は賞賛できる。

○保全管理上の成果、高いレベルの地域参加、多様な機関の連携、推進過程において海域の推薦地を拡大したことを賞賛する。

○侵略的な外来種対策への努力を続けることを要請する。

（四）その他の勧告事項

- 大規模なインフラ整備について厳格な事前の環境影響評価を実施することを要請する。

スコ世界遺産センターに対しても、「小笠原諸島」を世界遺産一覧表に記載するための推薦書を提出しました。

・世界遺産委員会の自然遺産に関する諮問機関である国際自然保護連合（IUCN）は、昨年七月に行われた現地調査や専門家による推薦書の検討など、一年半にわたる評価を進めてきました。

・今般、「小笠原諸島」を含む自然遺産の推薦案について、IUCNの評価結果及び勧告が、世界遺産センターを経由して各締約国に通知されました。

一 経緯

・我が国は、平成二十二年一月に、ユネスコ世界遺産センターに対しても、「小笠原諸島」を世界遺産一覧表に記載するための推薦書を提出しました。

・世界遺産委員会の自然遺産に関する諮問機関である国際自然保護連合（IUCN）は、昨年七月に行われた現地調査や専門家による推薦書の検討など、一年半にわたる評価を進めてきました。

・今般、「小笠原諸島」を含む自然遺産の推薦案について、IUCNの評価結果及び勧告が、世界遺産センターを経由して各締約国に通知されました。

二 「小笠原諸島」に関する国際自然保護連合（IUCN）の評価結果及び勧告の概要

（一）世界遺産一覧表への記載の可否

世界遺産一覧表への記載の可否に関する勧告は以下の三種類に区分されており、「小笠原諸島」については、「記載」の勧告がなされた。

・「記載」・「不記載」・「情報照会」または「記載延期」

（二）記載基準への適合

自然遺産の記載基準のうち、以下に合致することが認められた。

（一）記載基準・ix生態系

評価の内容・小笠原諸島においては、固有種が多いことと適応放散の証拠の多いことの両方が、他の進化過程を示す資産とは異なっている。その小面積を考慮すると、小笠原諸島は陸貝と縦管束植物において例外的に高い固有率を示している。

（二）完全性

世界遺産としての価値を構成するためには必要な要素の全てが推薦区域内に入っています。それらがなるべく人為的な影響を受けていることを求める「完全性」

に關して、以下のようない評価・指摘がなされた。

○境界線は遺産の主要な価値を包含している。

○小笠原国立公園がバッファーアーバーンとしての機能を果たしている。

○海洋の保護区が部分的に含まれており、陸域と海域の境界部分の効果的な管理に寄与している。

○侵略的外来種の影響等がすでに諸島の多くの地域で見られる。

○新たな外来種の侵入に対して継続的な注意が必要。

○利用者のアクセスと外来種の侵入の管理が諸島の保全のために決定的に重要。

（四）保全管理

世界遺産としての価値を長期にわたって維持するための、法的な措置や包括的な仕組みを求める「保全管理」に関して、以下のようない評価・指摘がなされた。

○推薦地の大半は国有林である。

○推薦地は三機関が管轄する五種の保護区のいずれか（国立公園、原生自然環境保全地域、鳥獣保護区、森林生態系保護地域、天然記念物）に指定されており、バッファーアーバーンとしての機能を有する国立公園に開まれている。

○関係機関により策定された管理計画と

三 世界遺産委員会での審査の結果

平成二十三年六月十九日から二十九日までパリで開催された第三回世界遺産委員会において、IUCN等諮問機関の勧告を踏まえ、各締約国のお推薦物件の審査が行われました。「小笠原諸島」については、審査の結果、世界遺産一覧表への記載が決定されました。その詳細は次号で報告します。

（問い合わせ先） 森林整備部研究・保全課森林保全推進室 担当者・山口、櫻井 代表・〇三一三五〇二一八一一一（内線六二二六） ダイヤルイン… FAX・〇三一三五〇一一三八四五

四 世界遺産委員会での審査の結果

平成二十三年六月十九日から二十九日までパリで開催された第三回世界遺産委員会において、IUCN等諮問機関の勧告を踏まえ、各締約国のお推薦物件の審査が行われました。「小笠原諸島」については、審査の結果、世界遺産一覧表への記載が決定されました。その詳細は次号で報告します。

（問い合わせ先） 森林整備部研究・保全課森林保全推進室 担当者・山口、櫻井 代表・〇三一三五〇二一八一一一（内線六二二六） ダイヤルイン… FAX・〇三一三五〇一一三八四五

五 木づかいで応援しよう！

（問い合わせ先） 森林野庁では、東日本大震災からの復興の応援と夏の節電対策の一環として、農水省職員に被災地域等の間伐材で製作された「木のうちわ」の購入・活用を呼びかける「木づかいで応援しよう！」

（問い合わせ先） 林野庁では、「木のうちわ大作戦」の実施について、農水省職員に被災地域等の間伐材で製作された「木のうちわ」の購入・活用を呼びかける「木づかいで応援しよう！」

今後は「木のうちわ大作戦」への参加を他省庁や地方公共団体、民間企業等へ積極的に呼びかけていきます。

（一）取組の概要

林野庁では、農林水産省職員に次の「木のうちわ」の購入・活用を呼びかけています。

（A）被災県（宮城県）の間伐材から製作された「木のうちわ」

（B）被災県の地域経済に貢献するとともに、被災県の間伐材を活用することで、森林の整備にもつながります。

（C）被災県以外の地域で製作された「木のうちわ」

（D）被災県一部が東日本大震災災援金として寄付されます。

（二）実施期間

平成二十三年九月末日まで

（問い合わせ先） 林政部木材利用課 担当者・消費対策班 高木、高村 代表・〇三一三五〇二一八一一一（内線六二二六） ダイヤルイン… FAX・〇三一三五〇二一〇三〇五

（問い合わせ先） 林政部木材利用課 担当者・消費対策班 高木、高村 代表・〇三一三五〇二一八一一一（内線六二二六） ダイヤルイン… FAX・〇三一三五〇二一〇三〇五

東日本大震災によつて、太平洋沿岸の海岸防災林に甚大な被害が発生したため、林野庁ではその再生に向けて被災状況を詳細に把握するともに、海岸防災林の効果を検証し、その復旧方法などを検討するため検討会を設置した。検討委員は次の通り（敬称略）。

今村文彦（東北大学工学研究科付属災害制御研究センター教授）、太田猛彦（東京大学名譽教授）、落合博貴（森林総合研究所研究コディネーター国土保全・水資源研究担当）、川邊洋（新潟大学農学部教授）、坂本知巳（森林総合研究所気象環境研究領域気象害・防災研究室長）、林田光祐（山形大学農学部教授）、宮城豊彦（東北学院大学教養学部教授）。

国産素材供給量三・五%増加

農林水産省がこのほど公表した「平成二年木材統計」によると、同年の素材の需要量（供給量）は二、三七二万四千³mで、前年比九二万一千³m増加した。住宅需要がやや回復したことによって、二年連続の大幅減少から増加に転じた。

素材需要量を部門別に見ると、製材用は一、五七六万一千³mで前年比四八万三千³m減少し、木材、ニュージーランド材、南洋材が

（三・一%増）、合板用は三八一万一千³mで同

七〇万四千³m増（二・七%増）、木材チップ用は四五一万一千³mで、同二六万六千³m減（六・〇%減）。

素材供給量は、国産材が一、七一九万三千³mで同五七万四千³m増（三・五%増）となつた。外材は、六五三万一千³mで、同三四万七千³m増（五・六%増）となつた。北洋材が減少し、木材、ニュージーランド材、南洋材が

（三・一%増）、合板用は三八一万一千³mで同七〇万四千³m増（二・七%増）、木材チップ用は四五一万一千³mで、同二六万六千³m減（六・〇%減）。都道府県別にみると、北海道が七件、三一件、四五ha、外國法人の子会社（日本法人）によるもの三件、五七ha、合計四八件、一〇ha、山形県が一件一〇ha、神奈川県が一件〇・六ha、長野県が一件三haとなつてある。

</div

大日本山林会参与名簿

平成 23 年 5 月 27 日

會員各位

理事会決議に基づき、会長から下記の96名の方々に参与就任を委嘱しました。

職域別は、林：林業経営者・技術者、学：大学・研究機関の関係者、行：行政官庁関係者です。このうち太字は新たに就任した方々（9名）です。

東京

茂田中山義治和彦
三澤渡辺政二穀
王子木材綠化株
住友林業(株)岳史
田中惣次郎正夫
徳川齊正明男
林真下平井正樹
林和田筒井迪夫
林永田正則
林南方直幸
林小川康夫
林吉田辰哉
林奈須田康信
林田中功
林正人

奈兵大 京滋 三愛 静岐 長山福石富新

良 庫 阪 都 賀 重 知 岡 皐 野 梨 井 川 山 湧

林林林林学学生林林行林林林林行林林行林林林林行行行行
岡橋前田多恵子清水半田赤井草木宮城定右衛門諸戸速水金田太田山下宮下桑原松平正木福森東海林秀禮新平
清元裕良一龍男紘司憲明亨康嗣喜隆英郎理人誠亮治明隆良雄齊友久敏雄孝藏